
令和2年 第2回 (定例) 国 富 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和2年6月23日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和2年6月23日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 橋詰賀代子君	2番 山内 千秋君
3番 武田 幹夫君	4番 緒方 良美君
5番 飯干 富生君	6番 水元 正満君
7番 津江 一秀君	8番 河野 憲次君
9番 福元 義輝君	10番 近藤 智子君
11番 横山 逸男君	12番 渡辺 静男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中島 達晃君 主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	中山 隆君
教育長	豊田 暎光君	総務課長	渡辺 勝広君
企画政策課長	重山 康浩君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	松岡 徳君	町民生活課長	徳原 典子君
福祉課長	福嶋 英人君	保健介護課長	坂本 浩二君

農林振興課長 …………… 斉藤 義見君 農地整備課長 …………… 武田 二雄君
都市建設課長 …………… 吉岡 勝則君 上下水道課長 …………… 大南 一男君
会計管理者兼会計課長 …………… 児玉 和弘君
教育総務課長 …………… 大矢 雄二君 社会教育課長 …………… 佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長 …………… 佐土原敏郎君
監査委員 …………… 山口 孝君 選挙管理委員長 …………… 児玉 恭行君

午前9時29分開議

○議長（渡辺 静男君） おはようございます。本日は一般質問となっております。議員におかれましては、政策の提言や疑問点につきまして、闊達な政策、討議を展開していただきたいと思っております。執行部におかれては、明快な答弁をよろしくお願いを申しあげます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（渡辺 静男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、質問通告がなされておりますので、順次これを許します。

最初に、河野憲次君の一般質問を許します。河野憲次君。

○議員（8番 河野 憲次君） おはようございます。ただいま議長からお許しが出ましたので、通告してあります案件につきまして、この場を借りまして一言申しあげたいと思っております。また、傍聴者の皆さん方には、早朝からご苦勞様でございます。

さて、皆様をご承知のとおり、今、世界各国は新型コロナウイルスの影響により、今までに経験したことのない、江戸幕府が鎖国令を出したような状況にあると言われております。その1つとして、平和の祭典でありますオリンピックも延長になり、寂しい限りであります。ただ、政府は感染を見つつ、8月1日をめどに全面再開との明るい状況であります。

そういう状況の中、政府は5月25日、緊急事態宣言の全面解除の発表を受け、日本高野連は春の選抜高校野球の代替試合を8月10日を初として、各1試合のみ開催すると発表があり、また他の競技についても各種目が開催される計画であり、宮崎県におきましても、高校野球は7月11日からトーナメント方式で行われ、県高校総体は今年27日を皮切りに、全31競技のうち33競技を順次実施する計画であり、また対戦相手が決まりそうであります。

また、自粛が要請されていた県境をまたぐ移動が19日に全面的に解除され、今後各分野に与える影響は大きく、喜ばしいと思うところであります。

それでは、通告しております3点について質問をさせていただきます。

なお、考えてみますと、一般質問は平成30年第3回以来でありますので、失言等もありますので、寛大な気持ちでお許しをいただきたいと思います。

まず、通告1番目は、農業行政について町長に伺います。

中国から発生した新型コロナウイルスの流行により、政府は社会や経済への悪影響を最小限に抑えるため、あらゆる経済対策を計画し、実施を行っております。そのような状況の中、農業の町である本町の農畜産物に新型コロナウイルス感染が与えた影響及び支援策について伺います。

次に、私の平成30年第3回の森林環境譲与税の質問に対して、「地域の実情を踏まえた法律的に見て、今後林業の振興や民有林の育成等に資する取組活用策を検討していきたい」という答弁でありましたが、どのように検討されてきたか伺います。

次に、「林業大学校に研修生の派遣についても、今後検討する」とのことでありましたが、今後派遣する考えはないか伺います。

次に、道路行政について町長に伺います。

ご承知のとおり、近年大きな事業のスマートインターチェンジ、大型の強制排水、国富アリーナ等完成し、さらに待望の県道高鍋高岡線の本庄橋もいよいよ完成する状況であり、さらなる交通渋滞の解消を図ることを期待するところであります。

これに平行するように、太田原出荷場の左側の県道木脇高岡線の工事は、宮崎市吉野交差点の県道宮崎南俣に接続する事業が進行し、早期完成を期待するところであります。

つきまして、通告しています県道木脇高岡線の現時点での段階での工事進捗状況はどのようになっているか町長に伺います。

最後に、教育行政について教育長に伺います。

報道によりますと、世界の森林が約40億haありますが、1990年から25年間に南アフリカの国土面積に匹敵する1.3億haが減少したとの報道があったところであります。日本を見ても、2,500万ha余りの森林の持つ多面的機能は70兆円とも試算されます。これを維持、強化するには、国民的な支援が不可欠と言われておる、このような現状を考えた場合に、教育行政の一環として、子供たち、あるいは父兄との交流の一環として、植栽を行わせる考えはないか。

また、事業に対する国、県等の助成はないか、教育長に伺います。

以上、登壇での質問を終わりますが、町長、教育長の明快な答弁を期待するところでございます。

以上、登壇での質問を終わります。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、河野議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に対する支援策についてであります。新型コロナウイルスは、町民の生活に様々な形で影響を与えています。本町の農畜産物の一部につきましても、消費減退や価格低迷が顕著にあらわれており、収入が減少している状況となっております。特にマンゴーや花き、茶、さらには畜産農家にその影響が大きく出ているところであります。

これまでの支援策としましては、消費拡大対策としてゴールデンウィーク帰省自粛者、婚姻届け及び出生届提出者にマンゴーの贈呈や学校の各クラスに鉢物カーネーションの贈呈、役場来庁者への切り花の配布、学校給食に町内産牛肉の提供を行っております。

今後の支援策としましては、今、議会に提案しております補正予算（第3号）、（第4号）にありますとおり、茶や花きの経営継続支援や、消費拡大対策として公共施設等への花きの展示、町内産牛肉の学校給食への提供やAコープでの試食宣伝販売、肥育農家への価格補填や配合飼料の購入支援に取り組むこととしております。

次に、森林環境譲与税の用途についてであります。

これは、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備に充てるために創設されたもので、令和元年度より森林面積、林業就業者数、人口を基に、全国の自治体に森林環境譲与税として配分されております。

今年度、本町への配分は、約1,000万円程度が見込まれております。本町では、基金の一部を活用して森林整備を一層促進するため、林地台帳管理システム構築業務委託料や公用車の購入、木材利用の促進や普及啓発を図るための親子木工教室の開催などを計画したところです。なお、残額については、今後の森林整備に充てるため、森林環境譲与税基金に積み立てることとしております。

次に、林業大学校への研修生派遣についてであります。

県では、全国有数の林業県である本県において、将来にわたって持続的な林業の振興を図るため、森林、林業の基礎から実践的な知識、技術を有する新規就業希望者や、意欲と能力のある林業経営者などを養成する宮崎林業大学校を令和元年度に開校し、林業、木材産業が求める人材に対応した、各種の研修を実施しております。

林業大学校の昨年度の研修につきましましては、全体で林業、木材産業に精通した即戦力となる人材を育成する1年間の長期課程コースに21名、就業中の技術者及び木材加工技術者の専門技術の習得や、市町村職員などを対象とした短期課程コースに37名が参加しております。そのうち、本町につきましましては、短期課程コースに2名の町職員を派遣しております。今後の研修生派遣につきましても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県道木脇高岡線の工事進捗状況についてであります。

県道木脇高岡線のバイパス整備につきましましては、太田原地区から本庄川を横断する全体延長

2.2kmを整備するもので、平成9年度に着手し、平成16年度までに宮崎市に整備された約700mが供用を開始しております。

県では現在、国富町側の太田原工区延長1,260mの整備を進めており、令和元年度からは農道と立体交差する箱型管渠工の施工と農道をまたぐ宮王丸高架橋に着手しております。

また、(仮称)宮王丸橋につきましては、詳細設計に着手し、国との河川協議を行っていると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(渡辺 静男君) 教育長。

○教育長(豊田 暁光君) それでは、児童生徒の植栽活動についてのご質問にお答えします。

まず、先に植栽体験活動等に係る国、県の補助事業について回答いたします。国土緑化促進機構では、次世代を担う児童生徒や、地域のボランティアが一体となって森林体験活動に取り組む森林環境教育促進事業や、学校敷地での緑化活動を行う学校環境緑化モデル事業を実施しております。

また、県緑化推進機構におきまして、県からの委託を受け、宮崎県森林環境税を活用して人々の生活や環境と森林との関係について理解を深める、森林環境教育実践強化事業の取組を進めています。現在のところ、町では直接児童、生徒が樹木の植栽を行う活動はしておりませんが、社会科等の学習で森林の保護や環境と気候の関連などの内容を扱っています。

そのほか、本年度の学校以外の取組としては、県緑化推進機構の補助金を活用して、八代児童クラブでは、12月にミニ門松作り、木脇児童クラブでは、夏休み期間中に木の実クラフト作りと森林講話を行う予定のようです。環境を守るための森林環境教育は、今後も重要な内容の1つではありますが、教育課程に植栽体験を位置づけることは、特に本年度は実質的に厳しいものがあります。緑の少年団や子供会での親子の活動をして、計画できないかを含めて実施の可能性を探ってみたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長(渡辺 静男君) 補足答弁はございませんか。

河野議員、質問を続けてください。河野議員。

○議員(8番 河野 憲次君) このコロナというウイルスは、これは細菌ですね、核弾頭よりもすごい力があるなど。今ロシアやらアメリカは核弾頭のことでいろいろやっていますが、やっぱりウイルスという細菌にはようかなわんなど、私は感じております。

そんな中で、私ども国富町の中でも、農業の町であります国富町でも、あらゆるコロナに対する支援、これが観光やら飲食やらいろいろ支援していただいておりますが、特に農業、私農業出身であります、特にこの農業について、国富町の農産物の被害の総額、県も出しておると思う

んですけど、国富町の総額、もしわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 斉藤農林振興課長。

○農林振興課長（斉藤 義見君） それでは、本町におけるコロナにおける被害額ということですが、野菜等につきましては、そんなに大きい影響はございませんでしたけれども、まず、花き、花ですね、花等が2月から5月までの期間の分しかまだ出ておりませんので、その状況で言いますと、花きで1,200万円、果樹が870万円、それからお茶が約500万円、一番大きいのが畜産ということで2億1,000万円でございます。合わせますと2億3,570万円はコロナによる影響額として算定しております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） 今、お答えをいただきましたが、前年対比と比べたらお茶、花、肥育、牛ですね、繁殖、それぞれ何%ぐらいの減収になっておりますか。わかったら教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（斉藤 義見君） それではお答えいたします。

お茶については対前年比ということで、今の段階では28%、花きが20%、甘藷が15%、それから肥育牛につきましては30%、繁殖牛については10%、これはまだ暫定的ですけれども、今後の影響を見込みますともっと増えていくものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） 今、斉藤課長のお答えの中でですね、やっぱり肥育、これは30%と大きく減少しておりますが、今回の補正3号、4号の中でも、それぞれ支援がございました。今、課長がお答えになりました、その中での支援金、どのようになっておるかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（斉藤 義見君） まず、支援金の関係についてでございますけれども、まず肥育牛関係の価格補填を經常しております。これは、肉用牛の経営安定制度として畜産経営の安定を目的としたもので、法律に基づく制度です。牛の標準販売価格が標準生産コストを下回った場合において、この部分のその差額の9割を交付する制度でございます。

そうなりますと、あと1割につきましては何も無いわけですから、この分の1割部分を町のほうでの補助ということで、予算で計上しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） それでは、補助金の内容等分かったら教えていただきたいと
います。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（齊藤 義見君） それでは、この肥育農家経営安定対策事業補助金ということ
ですけれども、今、2月と3月部分が金額的に出ておりますが、その差額の1割分が2月になり
ますと1万4,000円程度でございます。標準価格と標準生産コストの差の1割部分です。そ
の部分補助するものです。

それから3月になりますと、もっと大きくなっておりまして17万円程度の金額の差額になっ
ておりますので、その1割部分を補助をするということとなります。補助の仕方といたしまして
は、畜産農家に申請をしていただいて、早い段階での補助を出すという形で考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） この制度が牛マルキンという制度ですか。この牛マルキン、私
も肥育農家の声を聞いたんですけど。今までは積立金ですね、生産者の。これが7,000円だ
ったと、それが今後は6万8,000円になったということで、私どもは全然知らないところで
そういうことを聞いたという話を聞いて、今後それがどんなふうになっていくのかなという感じ
で、また質問したいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（齊藤 義見君） この牛マルキンの安定制度に対する個人負担部分のことだと
思いますけれども、これにつきましても、議員おっしゃったとおり7,000円が個人負担だっ
たんですけども、内容をちょっと申しあげますと、実質は今までは7,000円の中の800円
については、県の負担でございます。ですから、個人負担というのは6,200円でございます。
国が2万1,000円で、それで合計いたしますと2万8,000円が基金に積み立てる額という
ことになります。

ところがご承知のとおり、コロナの影響でずっと下がっていくと基金も枯渇していくというこ
とで、この個人の価格を6,200円から6万6,900円、6万700円の増になります。それ
から、県が800円から1,100円ということで300円の増ということになります。国が
2万1,000円から20万4,000円、18万3,000円の増ということで、合計いたしま
すと27万2,000円を積み立てていかなければならないということとなります。大変大きい
額です。ですから、この点についても農家の負担が大きいということで、今後JAともいろいろ
協議しながら、対策を考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） できるだけ、生産者に負担がかからんように、町なりあるいは県に対してもお願いしていただきたい。

そしてまた、内容は早めに肥育農家やら、そういった農家に対する報告といますか説明といますか、そういうのをしていただければいいなと思っております。

花です茶、こういった支援金、その内容を少し教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（斉藤 義見君） それでは、花の補助関係についてでございますけれども、まず、新型コロナウイルス影響によりまして販売価格も落ちていますし、消費も落ちているということで、花きの経営継続支援金ということで、1戸当たり基礎支援ということで5万円、それから面積割ということで約10a当たりが5万円、単純にいけますと、最低でも10aの方は10万円というような形での補助を今計画しているところでございます。

お茶については経営継続支援として、1戸当たり定額支援ということで10万円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） それぞれいろんな形で国の継続支援金など活用していただいて、支援をさらなる支援をお願いいたします。肥育に関しては、何かもう一つあるんじゃないですか。お願いします。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（斉藤 義見君） 申し訳ございません。肥育関係の肉用牛の経営持続化特別支援金ということで、予算のほうにも計上しておりますけれども、これにつきましては、牛を飼養していくために、配合飼料代ですね、この部分を導入、牛で肥育頭数が600頭ぐらいあるんですけども、約1月に1万円ぐらいかかる見込みなんですけど、これの2分の1の3か月分計上いたしております。一貫牛もございますけれども、それについては4分の1の補助となります。合計で675万円程度を計上いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） ありがとうございます。それぞれの形で農家に対する支援をひとつよろしく願いいたします。これで、農業関係は終わりたいと思います。

続きまして、森林環境譲与税の用途について、私は30年の第3回定例会ですか、第3回定例

会の議事録があるんですけども、環境譲与税について、30年の議事録の中では、「これから詳細な法整備に向けて検討されることになっております」ということであります。「今後林業の振興や民有林の育成等に資する取組活用策を検討していきたいと思っております」という答弁をいただきました。

確かに、前向きな答弁をいただいております。ありがとうございます。この森林環境譲与税の創設は、平成30年に森林経営管理法というのが成立したんです。平成30年5月に成立しております。そして平成31年の4月に施行ということでありまして、その平成31年から環境譲与税が配分されております。その30年の質問のときには、環境譲与税が最初の年は500万円でしたよね。これが3年間続くという報告でありましたけれども、1年目は約500万円ぐらいきまして、2年目からは、少し変わっているようでございますが、今後どのように変わっていくのか教えていただきたいと思っております。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（斉藤 義見君） それでは、森林環境譲与税、どういうふうに変動していくかということでございますけれども、議員おっしゃったとおり、令和元年度におきましては485万5,000円が配分されております。本年度につきましては、町長が答弁されたとおり1,000万円程度ということになっておりますけれども、なぜこれだけになったかと言いますと、全体の配分金額というのが、元年度につきましては200億円だったわけです。それが、令和2年から令和3年度までは400億円になります。その400億円を県と町に全部分配しているわけなんですけれども、森林面積や人々を基に計算されます。その場合に、元年のほうは485万5,000円ですから、令和2年から令和3年度が約1,000万円程度の配分を見込んでおります。

それから、今度は令和4年から5年になりますと、全体の配分金額は500億円になります。500億円になりますので、今度は倍になるわけじゃないんですけど、今の段階では1,300万円程度を見込んでいます。

それから今度は、令和6年度以降につきますと、600億円になります。今の森林の面積と人口等の変動もございますので確定ではございませんけれども、そうなりますと令和6年度以降については1,600万円程度を見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） 今の課長さんの答弁のとおり、年間増えていくということでありまして、お金が多く入ってくることは喜ばしいことでもありますから、本当によかったなと思うんですけども、今度はこの環境譲与税の徴収が始まりますよね。これは何年度から始まって、

幾らになるんですか。お願いします。

○議長（渡辺 静男君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 徳君） 森林環境譲与税に関する徴収ですが、これは現在森林環境税ということで、平成18年度からお支払いしていただいております。町県民税の均等割のほうに含まれておりますが、県民税として500円ほど徴収させていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） 私の質問は、それじゃないんです。今の答えは県の森林環境税ですね。私が言うのは国の譲与税、森林環境譲与税です。これの徴収が令和6年から始まるんじゃないんですか。お願いします。

○議長（渡辺 静男君） 税務課長。

○税務課長（松岡 徳君） 先ほどご説明いたしましたのが、県民税として徴収され、その分が国のほうに上がってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（斉藤 義見君） 申し訳ありません。今ちょっと税務課長勘違いしておりました。今言った500円というのは、県が独自に取っている500円を均等割額の中取っています。今回の今度の部分については1,000円というのは、令和6年度から宮崎県、県の均等割り額として1,000円分を徴収することになっております。県が市町村民税の中の均等割額として1,000円、令和6年度から徴収されるようになります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） 私の質問がちょっと悪かったかもしれませんが。そういうことですね。この環境譲与税を使って、これから本年度から森林整備を促進するためには、この林地台帳管理をやっていきますよということであります。林地台帳管理というものはどういうものか、教えていただきたいと思えます。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（斉藤 義見君） この譲与税の使途ということで、林地台帳管理システムというのがございまして、572万円を計上しています。これは誰が所有しているのか、航空写真を用いて見ることができまして、土地の名寄帳の山版みたいなもので構築されるということがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） ということは、この林地台帳管理システムというのは、1年で終わるわけじゃないですよね、どうですか。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（齊藤 義見君） これは、継続していきます。ですから、次の年度になりますと、保守料が必要となりますが継続していくことになります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） お答えをいただきました。山の管理ですね、こういった林地台帳を正確にしていくことで、私ども周辺の山が立派に整備されていくと思います。

私、この森林環境譲与税を使って、山に興味のある方、恐らく今山はお金になりませんが、山が好きな方はたくさんいらっしゃると思うんです。できれば要望なんですけど、山の研究グループとかそういったグループでも立ち上げてもらえれば、まだまだ山に関心が集まってくるんじゃないかなと思っております。譲与税については、これで終わりたいと思います。

次に、林業大学校の研修についてであります。

これも派遣されております。やはり役場の職員がプロになるということは大事なことだと思うんです。やっぱりそういった机上での勉強よりも、やはり机上と現場というものを合わせて研修していただければ、さらなる森林の整備やらそういったものが加速するんじゃないかなと思います。

国富町は2名の職員が派遣されておりますが、今後ともそういった場がありますので、ぜひプロの技術者として、プロのやはり森林の担当として、頑張っていただければいいかなとそんなふうに思います。

これで、全般の農業情勢については終わりたいと思います。

次に、県道木脇高岡線の工事の進捗状況に伺ったところでございます。

やはりこの道路が開通することによって、国富町のさらなる発展、いわゆる宮崎市との経済交流がさらに拡大していくのではないかなとこんなふうに思っております。吉野地区やら倉岡、それからずっと有田まで、ずっと続きますから、宮崎市に直結して、大いに期待するところであります。

私は、今の犬熊の下線あれは下本庄太田原線でしたか。あそこよく通って市内に行くときは、あの線をずっと使うんです。あの線はずっと使って太田原の橋のたもとまで出て宮崎市に行ったり、こっちの本庄のほうに行ったりすることもあるんですけど、どうもあそこを出るときに、右に行く、そうすると直線、県道須木線から宮崎に行くときは、浄化センターに行くには、右に回

るラインも右折ラインもないですね。出るときも勝手が悪いし、入るときも勝手が悪いなと思いつながら、私いつもあそこを通っていたんです。できればこの機会に今の東側の吉野に行く道路ですね、宮王丸橋に通じる道路から、浄化センターへの道路、これを抜いたらいいんじゃないかなと、交通の便もいいんじゃないかなと私は思うんですけど、町長どんなもんでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 県道木脇高岡線から浄化センターへの道路の新設ということだと思いますが、おっしゃられますとおり、県道宮崎須木線から右折進入する際には、非常に県道の交通量が多いということから、渋滞あるいは事故の要因になるのではないかと危惧をいたしております。担当課のほうでも、この県道木脇高岡線から浄化センターへの道路につきましては、新設あるいは現在の町道、農道を拡幅するなど、いろいろな案を検討いたしております。今後、土地所有者の調査、それから施工性、経済性、制度事業の導入等につきまして、様々な角度から、調査、研究してみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） これは、質問を通告していないですみませんでした。ちょっと質問中に考えたもんだから、これを機会に質問してみたいなと思って質問したところです。ごめんなさい。町長、すみません。

木脇高岡線なんですけど、ちょうど宮王丸のハウスを離れて行きますよね。すると右側に橋があればかかるんですかね。排水路をまたぐやつですね、農道もありますけど。今の町道は、ちょうどあそこにハウスから曲がって、その線ですよ、あそこに町道が走っていますわ。あの線はどうなるんですか。道路は高いけれども、あそこに橋はまたかかるんですか。分かります。

○議長（渡辺 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） ご質問は、町道下本庄太田原線との交差点ということだと思いますけども、現在、盛土等ができておりますが、町道との交差につきましては、平面交差をするということで県から聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） 平面交差ということでお答えがありましたが、そしたら大分勾配がつきますよね、あの平地から下りるまで。それで大丈夫なんですか。県が作ったやつだから大丈夫だと思いますが。ひとつ、新しい道路にいわゆる浄化センターまでの新しい道路についても、できればすぐすぐというわけにはございませんけども、考えていただければありがたいなとそんなようで、ひとつ道路問題は終わります。

続きまして、教育行政の一環、この植栽について教育長にお尋ねをしたいと思います。

私は、この山の問題というよりも、新聞でもよく言われておりますが、森林は鳥や動物、昆虫などいろいろな生命を育み、空気と水を浄化し、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスを吸収するなど、貴重な多面的機能を果たしておると。これ今これがスウェーデンの少女、グレタトゥーンベリさんか、この人は16歳なったかな、こういう若い人たちが一生懸命する中で、やはり地球環境を守らないかん、温暖化になりますよと、平均気温がもう1度も上がっていますよと、森林減少が続けば、地球温暖化食い止めも難しくなると、そして一番大事なのは、二酸化炭素のCO₂の機能を高め、二酸化炭素のCO₂吸収機能を高めることができないと、山が荒れていくと。日本も2,500万haあって、なかなかそれが立派に整備されないということもあります。

こんな中で、これから生きていく子供たちが、やっぱり将来の地球を考えたときに、小さいことでも、やはり子供たちに教育する必要があるのではないかなということで質問をしたところでございます。

これで、森林環境教育事業あるいは学校環境緑化モデル事業、こういう県緑化推進機構でやっておられるというんでありますけれども、どんなふうにやっておられるんですか。

○議長（渡辺 静男君） 大矢教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） まず、事業主体となる宮崎県緑化推進機構について説明します。これの目的ですが、ホームページでの紹介でちょっと文章が硬いんですが、県民の自発的な協力を基礎とした地域ぐるみの緑化活動を通じ、宮崎県における森林の整備及び緑化の推進をするというものです。

主な事業としましては、緑の少年団の育成、それから緑の募金の推進と募金を利用した森林整備等に係る事業、あと新人ボランティアの育成なども行っております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） ということは今、国富町では実践はしていないということ、しているということですか。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 学校ではしておりませんが、先ほどちょっと答弁書のほうでも触れたんですが、八代の児童クラブが今年の12月にミニ門松作り、木脇児童クラブが夏休み中にクラフト作り、森林講話を行う予定であります。過去にも、八代児童クラブは、野鳥に関する講話等を行った経緯があります。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） いろいろ国富町も総合的な学習を取り組んでおられます。これが、やはり子供たちにとってはもう一番大事ではないかなと思っておりますが、総合的な学習をやっておられるんですけれども、どんな学習をやっておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 自然を感じたり触れたりする体験活動ですね、これは大変重要だと認識しております。総合的な学習としては、今年是一部作付できなかったんですが、例年は田植え、稲刈り、サツマイモ栽培などの農業体験を行っております。その他、小学校の1、2年生の生活科では、年間を通して植物の種まきをしたり観察をしたりしております。

また、身近な植物に親しみを持たすような授業に取り組んでおり、小学校の4年生では、水生生物の観察などの野外活動を各学校行っております。学校行事としては、小学5年生が、青少年自然の家の宿泊学習で自然観察などの自然体験活動を行っております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） いろいろ屋外での活動もやっておられるところであります。非常に大事ではないかなと思っております。私のこの目的、植栽の目的は、やっぱり五感を与えるという5つの感がありますよね、視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚、やっぱりこの五感は味わうには、やっぱり山が一番いいじゃないかなと、私はそんなふうに考えております。だから、この山を通じて、五感を覚えるということですね。

私はちょっと提案なんですけども、この植栽の場所ですか、もしやっていただくということになれば、私は学校周辺、本庄小学校周辺、木脇小学校周辺、八代、森永いろいろ周辺には山々がありますよね。今ほとんど伐採されて、裸山といいますか、自然林になるんですか、もう伐採した後は、何も植えないということは。だから、そういった学校に近いところに、これ民有林ですから借りなければなりません。だから、借りたりどうしたりすることは、行政の手でもらって、あとはもう緑の少年団とか父兄とか、そうした人たちでやっていただけるような感じで取り組んでもらえばいいんじゃないかなと思っております。これで、お尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 学校周辺の山ですね、状況は様々だと思うんですが、まずおっしゃったとおり、ほぼ私有林だと思います。まずは、所有者の許可が必要となるということです。そして、あとは大事なことが、学習の狙いに即しているか、また、安全性が確保できるかなど、学校現場の意見を聞きながら検討した上で、実際に木に触れて根の張りぐあいとか、樹木の幹の太さを体験するようなことは可能ではないかと思われれます。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） お答えをいただきました。確かに、それぞれ新しくやるには問題点は数多くあると思うんです。でも、それをやっぱり克服して、できれば子供たちに自然の学ぶ場、これは物すごく大事だと思うんです。山に行けば、本当にいろんな生き物もいます。ですから、五感、これは山に行けば必ず出ます。どこもやっていないかもしれませんが、まず、本庄、国富でもモデル的にでも、どっか1か所ぐらい実践してみろかいと、そういう気持ちを起こしていただくのが行政ではないかなと。行政がやっぱり段取りを取ることによって、あとはついて来ると思うんです。この点について、教育長にもう一度お願いいたしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 教育長。

○教育長（豊田 暁光君） 河野議員には、食育の問題のときもお世話になりましたし、この森林環境教育については、以前からもやってみてはどうかというご指導をいただいております。

今年実は4月にも、最初の校長会2日の日に、森林環境教育についてモデル的に取り組んでみるころはないかと、私のほうから投げかけたところです。今年はこの状況で、先ほど答弁の中にも入れましたが、どこに位置づけるかという教育課程では学校の中だけを考えると難しい面も確かにあるなと思っていますが、これから学校教育の総合的な学習の時間でもやれるように環境という領域を一応入れておりますので、入れる内容はあると思います。

もう一方で、緑の少年団、子供会、そういう子供とか親子でやれる内容もあると思っていますので、これからどういう形でやれるかというものを頭に描いて呼びかけてみたいと、ぜひそう思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） 今の教育長から、前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。できれば、もう本年度は無理かと思えますけど、来年、再来年でも、これ学校側からやるちゅうことは恐らく無理だと思うんです。やっぱり行政が腰を上げなければできないと私は思いますので、それができれば、あとはいろんな形がついて来ると思えますので、ぜひモデル的にも取り組んでもらえばありがたいなということで、以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺 静男君） これで、河野憲次君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡辺 静男君） ここで、暫時休憩とします。次の開会を10時40分といたします。

午前10時27分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

再開に当たってお断りをいたします。発言者のマスクの着脱です。これについては、自由にしてください結構でございます。その都度消毒をするようにいたしました。

次に、飯干富生君の一般質問を許します。飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） それでは、議長の許可を得ましたので、またマスクの着用も眼鏡が曇ってどうしても目が見えませんが、ご配慮いただいたことに感謝いたします。

おはようございます。日本共産党の飯干富生でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための外出自粛、いわゆる3密を避ける対策で、長期にわたりイベントの中止、公共施設、文化施設、娯楽施設の閉鎖で、私たちの日常生活に大きな影響が及んでおります。今少しずつ自粛は緩和されつつありますけれども、まだまだコロナウイルスは日本の中にたくさんいると思います。予断を許さない状況にあることをしっかりと肝に銘じておく必要があると思います。また、これまでに経験したことのない事態を受けて、私たちのこれまでの生活様式を見直す動きも加速するものと考えております。

さて、このような中で、中央政界では、またしても大きな不祥事が発生しました。ご存知のように、自民党の安倍総理の側近と言われました河井克行元法務大臣と妻の河井案里衆議院議員の2人が、大規模な買収工作を行ったとして、公職選挙法違反いわゆる買収容疑で逮捕されるという、まさに前代未聞の状態が発生しております。報道によりますと、広島県の選挙区などでは100人を超える人たちに総額2,500万円以上を渡したと、こういうものであります。その背景には、自民党本部から、それぞれ7,500万円、合わせて1億5,000万円が提供されたという事実も明らかになっております。この原資には、政党助成金が充てられていることは明白であります。誰の指示でこの莫大な資金提供が行われたのか、徹底的に真実が追及されなければなりません。

日本共産党は、立党の精神、党の綱領また民主主義の原則に反することから、政党助成金は違法であり、受取りを拒否して政治活動を続けている政党であります。国民1人当たり250円、年額320億円もの税金を政党は山分けし、支持もしていない政党に強制献金させられているのは政党助成金の正体であります。1995年の制度開始から今年まで、20年間の総額は6,311億円にも上ります。政党助成金は政治の特権そのものでありまして、何の苦労もなく巨額の税金を手にし、受け取ったら最後、何に使おうが勝手放題であります。政治と金に対する感覚を麻痺させている元凶ともいえると思います。政党助成金は、民主主義のコストという名目で導入されましたけれども、民主主義どころか政党の墮落と腐敗をもたらしたただけでした。日本の政党が結成と解散、分裂を繰り返すありさまを見ると、政党助成金を受取れる要件を満た

すことが最大の関心になっている、こういうことは誠になげかわしいものであります。このような政党助成金は、廃止すべきでありますし、また、ざる法と言われる政治資金規正法の抜本的な改正を求めてまいりたいと思います。

また、今日6月23日は、沖縄慰霊の日でもあります。さきの戦争で日本で唯一陸上での戦闘地域となった沖縄県は、きょう牛島中将が組織的な戦闘をやめまして、いわゆるアメリカに占領された始まりの日であります。

このようなときに、今防衛省では、山口県と秋田県に予定していたイージスアショアという施設が防衛省の説明と現場との食い違いで、これを撤回いたしました。今、沖縄の辺野古の海を埋め立てようとしているところも、全く同じ状況、むしろ大規模化した中での、あの届かない海中の杭の問題で行き詰っております。計画から何年たとうが、完成には至っておりません。今こそ、このイージスアショアに対する考え方を持つならば、沖縄の辺野古の米軍基地移転問題は撤回し、速やかなる基地の撤去を求めていきたい、これが私どもの考えであります。

さらに1つだけ、県内で先日報道がございました、皆様もご存知のように国富町の木脇地区での杉の盗伐問題、第1審で懲役1年執行猶予4年の判決を言い渡された1審判決を不服として、被告が福岡高裁宮崎支部に上告いたしました。18日の11時から裁判がございました。私は、その傍聴にまいりました。そこで芦高裁判長は、被告が「間違いだった、誤伐だった」というけれども、事件の2か月前、それよりも前にも、仲介業者から3回にわたって売買契約は締結されていないという報告を受けています。被害者の森林とほかの境界は、地籍調査が終わって杭もはっきり残っております。そういう中でも、誤伐だったという指摘は当たらないということを繰り返し、繰り返し4回も述べられました。その後私たちは、閉廷後に待っておりましたが、新聞記者から即時抗告、最高裁に上告したと聞きました。これは、まさにこの国富町で起きた盗伐問題が最高裁であらわされる、棄却されてなおかつ上告しても、この判決変わらないと思います。しかし、注目度はこの高裁判決の数十倍になると思います。

こういうふうなことが今でもなぜそこまでいくのかは、よくわかりませんが、本県の森林行政、杉の生産量日本一を揺るがす、元々盗伐、誤伐の問題は、根が深いものがありますけれども、こういったことが行われていることをお知らせしておきます。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルスは、広範囲で甚大な経済的影響を及ぼしており、本町でも様々な支援が実施され、町民の方々にも、この支援策は理解していただいているところであると思います。

しかし一方で、特に気になっておりますのは、時間制、時給制で働く労働者の方々の生活であります。一時休業や就業時間短縮などに伴って、大幅な収入減が発生しているものと考えます。

日々の生活が困窮しているという問題があるのではないかと考えまして、このような方々に対して、どのような救済対策があるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

2つ目には、種苗法改正案についてであります。種苗法改正案が国会で論議されております。さきの国会では、審議をすることはございませんでしたが、この改正案の最も大きなところは、種苗の私的財産権が強化される一方では、農家が栽培する際の種、苗の自家増殖、いわゆる自分の手でできた野菜や果物など、そういったものの種、苗を取っておいて、翌年使っていくあるいは継続して栽培するというものが原則自由から原則禁止の正反対に変わってまいります。農家は新たな不安にさらされている状況であります。種苗法改正が農家に及ぼす影響についてどういうものがあるのか伺いたいと思います。

3つ目には、公職選挙法改正案についてであります。現在まで不要とされておりました町村議会議員選挙立候補時の供託金が、今度の国会で改正され、全国一律で15万円の供託金を納付することになりました。

また、一方では公営選挙ということで、ビラや車両などの支援もあるということがございます。この改定による町村議会議員選挙への影響についてどういうものがあるのか伺いたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、飯干議員のご質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、本町においても、やむを得ず休業や失業、減収の影響を受けた就業者、農業や飲食業、その他多種多様な業種において、売上や収入が減少するなど、大きな影響を受けております。

このようなことから、生活困窮の状態となられた方が、本町の社会福祉協議会へ生活福祉資金貸付について相談に来られています。この貸付制度は、もともとは所得の低い方や高齢者、障がい者の方々の経済的支援を目的に運用されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、休業や失業等により収入が大きく減少したことで、生活資金に困窮する方が増えている実態に対応するため、その対象範囲を拡げて救済することとなったものです。内訳としては、休業等により収入が減少したため、緊急かつ一時的な貸付を行う緊急小口資金と、主に失業された方向けに生活再建までの生活費用の貸付を行う総合支援資金の2つがあり、6月19日現在で緊急小口資金、総合支援資金、合わせて84件の貸付が行われています。

またこのほかにも、1人当たり10万円の特別定額給付金や子育て世帯の臨時特別給付金、町独自の取組としてテイクアウト用プレミアム商品券、子育て世代応援商品券の発行など、経済対策を含めて、生活支援に取り組んでいるところであります。

次に、種苗法改正案についてであります。種苗法は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図るものです。

今回の改正案の主なものは、種苗法により登録された品種の自家増殖を許諾制にし、海外流出や特定地域以外での栽培を制限するものです。農家は種苗の自家増殖を行う場合、育成者権者の許諾が必要となります。農家に及ぼす影響につきましては、農家が収穫物から種や苗木を採取し、翌年の栽培に使う自家増殖について、これまで原則自由だったものが、種苗法上の登録品種については許諾が必要になり、許諾料の支払いなど負担が高まる心配があります。

一方で、現在栽培されている農産物は、許諾のいらぬ一般品種が大半を占めることから、影響は限定的という意見もあります。優良品種の育成者の権利保護は大切なことと理解していますが、食と農の将来にかかわる重要な法改正でありますので、今後幅広い議論が展開されることを期待しています。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 児玉選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（児玉 恭行君） それでは、公職選挙法改正についてのご質問にお答えいたします。

今回の公職選挙法の一部改正につきましては、町村議会議員選挙及び町村長選挙に関しまして、3つの改正がなされております。1つ目に、選挙の公費負担の拡大としまして、従来まではがきに加え、条例で定めることにより、選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターを対象にすることができる改正。2つ目に、町村議会議員選挙におけるビラを頒布することができる改正。3つ目に、ご質問の供託金制度を導入する改正であります。

今回の改正の趣旨としましては、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るとともに、むやみに立候補する行為を抑制するための改正となっております。この改正の施行期日につきましては、公布の日から起算して6月を経過した日からと規定されておりますので、来年5月9日が任期満了となります町議会議員選挙から適用されるものと考えております。

ご質問の改正に伴う影響につきましては、新たな立候補者に厳しいとの考え方もある一方で、議員を志す多様な人材を確保できるという考え方もあると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 補足答弁はございませんか。質問を続けてください。

○議員（5番 飯干 富生君） それでは、生活困窮者に対する施策について、救済を求めるという立場から質問を続けていきます。

先ほど町長のご答弁で、小口資金といわゆる総合資金ということで、2つの社会福祉協議会を

通じての申込みと、今申請が84件というふうにございましたが、現実的にこれが支給要件として支給につながっていくのが、これ全部がそうなのかということ、まず最初に聞きまして、その後続けて、まずそこを教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 福嶋福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にございましたけれども、社協の生活資金の貸付は、毎日のように福祉課の方に上がってきておりました。

その一方で、福祉課へ直接のご相談というのは、ここ最近1件もなかったのですが、つい先週、18日、名前は申しあげられなかったんですが、社協から生活福祉資金の総合支援資金も借り入れておられ、その上で自営業を営んでいらっしゃるって経営が難しいというご相談を受けたことにございます。その際には、持続化給付金と県の小規模事業者事業継続給付金のお話をしまして、お繋ぎをしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） 少しご答弁が違うと思うんですけども、この申請に対して、全部の部分で、もっと詳しく言うならば、小口資金、総合支援資金というこの2つございますけれども、それぞれどれぐらいの支給が行われていますかということを知りたいわけでございます。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） 失礼いたしました。6月19日現在で、緊急小口資金34件、525万円、総合支援資金が50件、2,395万円の合計84件2,920万円の貸付実績がございます。ちなみに令和元年度が1年間で4件でしたので、大幅な貸付件数の伸びと申すことができると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） これも、貸付資金でございますので、ここでは2つここにありまして貸付ける要件ですね、緊急小口資金の場合、これは広報紙として回ってきた資料でございますが、小口資金の場合は20万円以内で2年以内に償還が必要というものであります。これがおっしゃったような34件ということでございます。

それから、総合支援資金の場合については、貸付額が月20万円以内で3か月分までは貸し付ける、そして償還は10年ということで緩いわけですね。私がお願いをしたいのは、小口資金というのはすぐなくなってしまうだろうと、返さないかんというプレッシャーで本当に大変だろうと

思うんです。そういうところで、今50件がございまして、額も少し多いです。当然のことなんです。ちょっとこれは早々には立ち直れないという人たちを助けるための総合資金だというふうに考えておりますので、こういった点でお願いしたいと思います。

ただ、今皆さん方も宮日新聞などもご覧になったと思います。私たちもいろんなところでの様々な情報を寄せてもらったところによりますと、いわゆるひとり親家庭の収入が4月でゼロになったというところは、約2割あります。半減したとなれば、もうほとんど半減、つまりこれは本町でも、今たくさん国富町は町のサイズにしては非常に飲食店が多い。夜のスナックだとかそういうところも多いわけですね。そういうところで短期のアルバイトの方がたくさんいらっしゃいますよね。昼とか夜の繁忙の時間帯だけという方はいらっしゃいますが、この方たちが実にそこで大きな影響を受けているんだらうと思います。実際にそういう人たちからの話も聞いておりますが、そういう人たちが、主にひとり親の女性の方も結構働いておられるんです。その方たちは、昼は別の仕事をされて、夜ここをされている方もいらっしゃるんです、ダブルワークで。それでもやっぱり月に10万円ちょっととか、本当に普段からぎりぎりの生活をなさっていると。そういう中で、国富町が子供1人に対しての5,000円の支給だとか、あるいはそれぞれの臨時額給付金だとかいうことで使われたとは思いますが、やっぱり将来的に実際話を聞きますと学校が休業すれば、うちでの食材費がもうむちゃくちゃかかるんだということが1つあります。それから夜のお店に行かれています方とか飲食店で働いている方とか、いわゆる仕事が終わった後に言い方はどうかわかりませんが、そこで余った食材だとかまかないだとかいうことで、食費がかなり助かっているわけです。それが無いんですよ。これがもう目に見えずボディーブローのように効いてきているわけです。こういった点に私たちは目を向けないといけないと思います。

そういった点で、ひとつ私が思っているのが、いわゆる先ほどの小口資金であり総合支援資金だったりするものに対するこの広報ですね、これは区長会を通じて回る文書でありますので、現実的に今実際6割程度しか区には入っていませんし、特に若い世代の方たちは区に入っていないので、こういったものの詳細についてはわからないんです。漠然とは知っているんですよ。だけど、どうせ私たちは対象にならんわと、最初から諦めている人たちが結構おられたりもするわけです。こういったところにいかにして届けるかというものがあります。

したがって、これは、ずっと続けていかなければならないことなんですよね。今始まったばかりなんですよ、生活の混乱というのは。もう終わったわけじゃないわけですね、今からずっと続くということを考えた場合に、今からでもいいので、それぞれの人たちに特に子供のいる世帯には、この文書が届くような施策を求めたいと思います。この点はいかがでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

転入された際には、町民生活課窓口において、町からの連絡事項等の書類を区長さんの氏名、電話番号等を記した封筒に入れてお渡しをしております。

さらに封筒の中にも区への加入を呼びかける文書を同封しまして、区に加入していただけないと広報紙やその他の回覧文書等が届かない旨の周知を図っているところです。

そして現在では、携帯電話やスマートフォンをお持ちの方も多いため、町や社協のホームページにおいて、ただいま議員が言われたように、生活が困窮されている方への生活福祉資金の特例貸付、その他コロナ対策についての記事を掲載して周知を図っているところでございます。

以上お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） お答えいただきましたけども、私がちょっと気になっているのは、いわゆる防災行政無線が廃止されて、個別のスマホに行きますけども、言うたら悪いですけど、ほとんど登録はしとっても、何の情報発信もこことこ毎日チェックしますが、出てこないですね。もちろんインターネットにつながってホームページ見ることは可能ですけども、こういった今回これをやりますよ、あれをやりますよというのは、これはメール送信でやるべきではないのかなと思います。簡単だと思うんです。これ全然入った記憶はございません。

これは、もったいないんです。あんなだけの巨額の金をかけて、情報が伝わらない、まさに宝の持ち腐れというのはこのことだと思うんです。これはやっぱりきちんと使ってしかなるべきだと思います。緊急だということをみんな言っているわけですよ。緊急、緊急って言うわりには、緊急に対応するべきスマホや携帯に入っていないのは、ちょっと問題があるんじゃないかと思うんですが、この点はどのように改善ができるものか伺いたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） ご質問の防災メールの関係ですけれども、5月15日現在で防災メール登録者が2,410名でございます。それから、戸別受信機を設置しているのが1,401件でございます。合わせまして3,811件ということで、約42%ぐらいの加入率となっております。

この防災メールにつきましては、コロナの感染状況については、今のところ適時に発信しているところでございますが、経済対策支援については、今のところ発信していません。この件については、内容が多岐に渡りますので町民への伝わり方といいますか、メールでの必要性その辺も含めて今後検討はしてみたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） 今、お聞きしましたけども2,400人ぐらいがということは、

私が言いたいのは、その当事者本人がこの登録していなくても、その人に依頼する親ごさん、じいちゃん、ばあちゃんあるいは親戚、そういう人たちは持っておられる可能性非常に高いわけですね、2,400これ。そこにこれを気づかせていただいて、「あ、誰ちゃん、これがあればあんたどんなね」ということを町民自らしてもらえたほうがいいわけです。何もかも行政というのはいできない、当たり前なことなただけ、そういった点で情報発信の重要性というものをもう一度しっかり考えていただいて、救済をしてほしいと思います。

実は、全国でいわゆる改めて見直されているのが、子供食堂関係が運営できないということであって、いわゆるフードバンクということの、前にもほかの議員さんの質問があったりもしましたけれども、今こそ、このフードバンクのシステムというものをもう一遍見直していただいて、いわゆる余剰食材そういったものを有効活用ということについても、広くこれは町とそれから社協だったり福祉課だったり学校だったり、誰でもいいんです。できる人がみんなやろうというのが助け合いなので、この点についても考え方をもう一遍集約してもらって対応してもらいたいと思います。この点はいかがでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま、フードバンクというご提案がございました。現在、社協の方では18歳以下の子供さんがいる生活困窮世帯を対象としました「宅食くにとみ・つむぎ便」というのをやっております。簡単に言えばフードバンク活用事業になります。これは令和2年2月から開始をしております。月に1回・10日分程度の食材を無料で宅配をしているものでございます。

米や野菜、カップ麺とかスーパーから賞味期限等が近くなった食材をいただいて、企業とか農業法人からは野菜類を無償で提供いただいて宅配しているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） ありがとうございます。このフードバンク事業は、本当に困窮者にとっては命の綱になるというふうに思います。このコロナの影響で全ての行事が中止される中で、学校も何とか再開をされましたけれども、この間の親ごさんの負担は相当なものだったろうとは思いますが、またこれから先のそれぞれの生活も気になるところであります。引き続いて今のフードバンクにつきましても、広く社協の担当の皆様も大変ご苦労されているとは思いますが、誰一人取り残すことのないように、目配りをしていただきたいということを申し上げまして、この件については終わりたいと思います。

では続いて、種苗法改正案についてであります。実は、この種苗法ちゅうのは種子法に関連して、また浮かび上ってきたものでありまして、本来であれば、この前の通常国会で上げようとし

たところ、いわゆるコロナウイルス対策であったり、いろんなごたごたもありまして、延期をされておりました、農水省としては次期の国会、臨時国会になるかもしれませんが、には上げるというふうな話を聞いております。

実際この中で、具体的にお聞きしていきたいと思いますが、この種苗法の一部を改正するというので、先ほど町長のご答弁がありましたけれども、一般品種、登録品種ということでございました。主要食材、特に国富町当たりでも栽培されている中での登録品種というものと一般品種、どういふのがあるのかわかれば教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（齊藤 義見君） それでは、主な登録品種と一般品種ということなんですけれども、一般品種、許諾がいない部分については、まず米等についてはコシヒカリとかひとめぼれ、あきたこまち、きぬひかり、はえぬきとかササニシキ等は一般品種になっております。

また、米でいう登録品種になりますと、ゆめぴりかとかつや姫、青天の霹靂等の品種になります。また、ブドウなんですけれども、これについては巨峰とかピュオーネ、デラウエアとかいろいろ一般品種でございますけれども、国富町でもあるのがシャインマスカット、これは登録品種でございます。あとは、カンショ等については、紅あずまとか黄金千貫とかが一般品種でございます。登録品種になりますと紅はるか、紅まさり等になります。あとキュウリ等の野菜についてはマジカル1号とかハイグリーン等が一般品種、それから登録品種になりますとフリーダム等があります。

以上お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） ありがとうございます。同じ資料を見ていると思いますけれども、5月の19日にこの種苗法改正を行うという法律案についての江藤農水大臣の記者会見がありました。繰り返しネットで見まして、約30分にわたって、30分近くかな、にわたって今朝も見たんですけども、非常に丁寧な説明でありました。

この中で言われているのが、いわゆる一般品種とはどういうものかというのは、1つは在来種いわゆる昔からの、それから品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種であると、この3つございまして、おおむね一般品種がほとんどだというふうな説明がありました。

今説明がありました、米についてはたくさん品種があるので、登録品種、これはもちろん開発品種ですから登録しなければ、その優位性が保てないということで、特に注意をしているんだろうとは思いますが、米は84%、ミカンが98%が一般、リンゴも96%、ブドウが91%、バレイショ90%、野菜は91%が一般品種だというふうに農水省の資料ではあらわれております。

この中で私たちが今、本当に気にしているところが、この先、いわゆるある主張する方々によ

れば、この登録するということのいわゆる登録は今まで、例えば突然変異で非常にいいものができたと、自分で名前をつけて登録しようとする農家は登録できるのかなというのがあります。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（齊藤 義見君） 品種登録をする場合、品種登録料は現在4万7,200円となっておりますが、改正となりますと1万4,000円に下がります。ですから、新しい品種を開発する場合においては、非常に有利だという形で一方では考えられているんですけども、今度は審査料というのが出てきます。今、審査料というのは無料です。ところがこの審査料が年に9万3,000円新たに発生します。これは審査に時間や経費が必要となるための改正が行われるみたいでございます。これは確定ではございませんけれども、そうなりますと新しい品種の登録は大きな企業では大丈夫だと思いますけども、個人申請の場合においては、審査料が1年間で9万3,000円ですから審査が2年かかれば9万3,000円の倍になるというようなことも聞いておりますので、その辺が問題点ではないかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） そのように、いわゆるこの種苗法は種子法に続いて、いわゆる農業というものの中で、企業の優位性が特段に進むのだということが言われています。私どもが調査した中で、いろいろ調べてはおりますが、いわゆる大豆系とかそういったものもある事例がございますけれども、外国では遺伝子組み換えの作物がたくさんあるんです。日本にももう持ち込まれました。いわゆる米協定の関係で。そうすると、畑が隣にあれば、そのいろんな花粉が飛んできて、交雑するわけです。すると全くその本来の国産の大豆の中に外国産の品種組換えの遺伝子がもし来たとして、それがなつたとして、それをもしそこが見つけたら訴えられるんです。訴訟されるわけです。勝手につくったと言われます。ここですよね、恐怖に感じるの。これが一番の問題だと思うんです。露地栽培では、起こり得ることですね。ここに歯止めがないという、訴えられるんです、農業で一生懸命作った人が、本人が知らんのに。こういう危険性があるのでやめてくれ、やめてくれというのが、ここにある農民って私もずっと新聞取っていますけれども、農民運動連合会という、種苗反対署名も3万という人が集めていこうということでやっていますけど。こういう危険性があることを十分理解していかなければならない。

またもちろん、先ほど言われましたシャインマスカットというブドウが、本当に高級品なんだけど持ち出されてしまったという、その危機感とかあるいは肉用牛だとかいろんなことで、日本の固有のものが持ち出されるというところに歯止めをかけるというのはもちろんんですけど、それは別のやり方もあるんじゃないかというのが、この人たちの考え方であります。

これは、今は農業も本当に八方塞がりの状況になっているわけですね。そのようなところでコロナのこともありますけれども、肉用牛についても、このコロナの経過をして元の価格に戻るには相当時間がかかるだと思っんです、一遍下がってしまったものは。そこで安値安定といえますか。

また米のほうもいわゆる需要がかなり減ったはずなんです。そうすると今年の米の価格も全然自由取引ですから、買ったたかれるとこういう恐れがあります。そういうつらい中にこれがまた入ってくるということですね。

こういうことがありますので、この種苗法につきましては、今度のもちろん農水省はそこは手立てをすると、皆様方もぜひ農水省のほうの種苗法改正案でクリックしてもらおうと、江藤農水大臣の記者会見が見れます、5月19日。彼は非常に丁寧な説明をしています。さすがだと思います。宮崎県の事例を挙げて話をしてくれていますから、彼が悪いわけではないんです。ただ流れとして、彼も自民党の議員ですから、上のほうの言うことには逆らえないし、アメリカの言うことには逆らえんわけ。こういったところを苦肉の策として、野党と一緒に力を合わせてやっていきたいというな会見をしておりますので、そこも大いに注目して、また機会があれば、やっぱり国富町あるいは宮崎県でも経済連やJAを通じて、きちんとした話を通じて、また国会議員もたまに時々こちらに来ると思っんですけれども、一つ一つ釘を刺していただいて、決して農家が不利にならないような扱いをするように求めたいと思っんですが、この点について、町長は最後にお考えを伺いたいと思っんです。

○議長（渡辺 静男君） 町長。

○町長（中別府尚文君） 種苗法、今回見送りということになりました。これはいろんな農業団体の中でも議論がされているところでもあります。例えば農業会議のところでも先般、そういった議論がされたということでありました。

いろいろいいところもあるし、問題点も数多くあるということで、したがって、私は答弁申しあげましたように、これからもっと、もっともっていろんな関係団体とあるいは農業者の中で議論が高まっていくことを、期待をしているところでもあります。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） ありがとうございます。今言ったように、種子法に続いて種苗法ということで、企業に有利なこととは、もう目に見えているわけでありました。農業法人の大規模農業法人ですね、会社組織になって、現地農業法人ではないわけですね、寄り合い状態ではない農業法人が寡占化を狙ってきていることは明白でありますので、この点でも十分注意していきたいということをお申しあげて次の質問にまいります。

3つ目の公職選挙改正ですね、もう既に決まりました。ここで、町村議会議長会が6月に出し

ております。この毎年町村議会議長会は重点要望というのをを出していますけれども、昨年の7月に議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望というものを出版されております。この中には、今、町村議会について報酬の問題であるとか位置づけの問題、それから基準の緩和だとか兼業禁止はやめてくれと、いわゆる求職、休暇、復職制度、いわゆるサラリーマンでも議員ができるようにしてくれとそういったものもあります。ただ、1つ言えるのは、どこにも供託金を取ってくれと書いていません。供託金を取ってくださいというのと、支援をしてくださいというのは真反対、真逆の考え方であります。

ここでまず供託金というの、私は一番引かかるから今回の質問に至っているわけなんです、この供託金を取るということ、当然立候補時には納めるわけですね、この手続の仕方と、まずどういうふうにするのか、15万円ですね。できたばかりでまだあれかもしれませんが、しかしもう私たちの選挙が始まるんです。町長選挙は多分6か月以内なのでないと思いますけど、町議選は確実に入ってくるわけですね。この辺が非常に気になりますので、この点について、まず供託金というのはどういうふうにするのか、町長選挙とかでも経験があるかと思しますので、その点をお答えください。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） それではお答えいたします。

供託金の関係ですけれども、これは候補の乱立を防ぐという目的で制度化されているものでございますけれども、まず立候補する前に、法務局のほうに供託課というのがありますので、法務局のほうに供託するという形になります。それで、立候補当日にその供託した旨を証する書類を添付して、立候補の届け出を行うという形になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） 先に立候補しようとする者はということですね、法務局に供託金を納めなければならない、それで納めた旨の証明を持って立候補手続ということになるかと思っております。

それは、供託金なので15万円、全国一律15万円という意味が額としていいのかどうかも、なくて当たり前のものがあったんだから15万円って中途半端な金額だなんて私は思ったんです。逆に言えば、15万円というお金を準備できなければできないわけですから、いわゆる若手とか女性だとか無職者とか、いわゆる収入の少ない方が一念発起して立とうとすることについては、非常にハードルだと思うんです。これは問題だと思います。それは問題だからということは、はっきりしているわけです。

じゃあ供託金なので、供託金はその人の得票率によって没収されるのが当たり前。では、国富

町の場合、前回の町議選を参考にしてもらってもいいと思いますが、有権者、投票者数に対する投票率ですね、何票以下なら没収されるのか計算されたことがありますか。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 没収の点ですけれども、この没収の規定は、有効投票の数を議員定数で割りまして、その10分の1という規定が公職選挙法上にございます。この規定により前回、平成29年の4月に執行されました町議会議員選挙で算定しますと、71票という数になり、71票以上取らないと没収されるということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） 71票という票数ですね、2桁。実際、町村議会議員になろうとする、国富町のようなところで十数名の中で、この71票という数字がどの位置に当たるのかと。これまで町村議会、この町議会選挙での最少得票って何票か調べたことございますか。分かれば教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 以前の選挙で最低の投票というのは、資料を持ち合わせておりません。申し訳ありません。ただ、前回の選挙での一番低かった票というのが276票でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） 276票ですね、1人はみ出しでしたから、そうかもしれません。これ多数乱立しても余り変わらないと思います。

国富町でいろいろ調べてみましたら、2桁という人はいなかったような気がいたします。ということは、没収される方はいないんです。ということは、準備をされるだけのものなんです。供託金を準備せよというハードルをつくっただけのものなんです。残念なことにこれはもう全国一律で決まったものですから、納めなければなりません。これは本当に忌ま忌ましいといいますが、これはあかんだらうと現職有利だらうという、今ここにおられる議員の方もそう思っておられますでしょうし、傍聴者の方もそうだと思っておられると思います。

こんなことをするよりも、これはもうなしにさせていただいて、先ほどご答弁がございましたけど、今まで認めていただいていた選挙はがきの800枚に加えて選挙運動用のポスターとビラ、領布ができるようになりましたと、領布も解禁して公営対象ですよということになりましたけれども、これというのが、条例を定めないとできませんというふうな表現になっているんです。この条例については、本町はどのような方向に考えられますか。お答えください。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 議員さんの言われますとおり、今回の法改正では、条例に定めるところによりという前文がついております。本町としても、今後、県内の町村の状況を確認した上で、検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） 何か逆のような気がするんです。この公営のほうを国が決めて、供託金は町村の自由にさせればよかったんですね。正反対なんです。誰が一体このことを上げたのか、ちょっと私は疑問に思っています。

こういう問題があるちゅうことを指摘しておきたいと思いますが、まず、その中でこれはもしという問題なんです、選挙運動へのポスターというもの、それから運動用の自動車、今まで全部自分で用意しておりましたけれども、これ町村長も対象になっていますから、今回まではだめですけども、いわゆるオーケーですよということ。

もう1つが、この選挙運動のビラと書いてあります。この選挙運動のビラとは一体どういうものを指すのか、選挙期間中に実名で配っていいものなのかというのがちょっと分からないので、その点は調べられますでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） それではお答えいたします。

選挙のビラにつきましては、選挙運動の期間中に実名により発行することができるパンフレットみたいな感じで捉えていただければいいかと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（5番 飯干 富生君） このことは、いわゆる非常に逆にいえば訴える内容を文書で出したいけれども、なかなか大変だということで、公営になれば、それぞれの議員の主張がはっきりわかる、議員じゃない候補者ですね、この点は非常によろしいかと思えます。今まで私たちも選挙をかかげる中で、選挙期間中は実名が出せないで、どここの候補者はと書かざるを得ないということで、非常に足かせをかまされておりましたけれども、あつて無きが如しの手ではあつたんですが、これがどうどうと自分の主張が出せると、それが公営でできることは大きな前進ではあると思えます。この点は、別に評価していいし、議会議長会についての公費負担というものについて、認められたのは非常に喜ばしい。

先ほども申しましたように、これとセットで供託金というものをすること自体がおかしいんじゃないのかというふうに思えます。

それで、実はこの議論が非常に衆議院議員、参議院議員でも余り時間をおかずに、今の国の決定の仕方は審議時間が非常に短く決めてしまいます。ここにひとつ、参議院と衆議院の2つあります、ちょっと時間がありますから、私読みますけども、私どもの井上哲士、伊藤岳という参議院議員が、参議院のここでは倫理選挙特別委員会ということの中で発言をしておりますが、ここで指摘していることがございます。探しますので、ちょっとお待ちください。伊藤岳が言ったことは「日本の選挙供託金制度は、国政、市長選挙で数百万円、地方議員でも数十万円と世界でも異常に高い。自由な立候補を制約するきわめて非民主的な制度である」と指摘しています。「供託金制度の趣旨として、真に当選する意思のない候補者の乱立を防止するためと説明されますが、実際は金がなければ立候補できないハードルとなっています。町村議選にも供託金制度を拡大する措置は、提案理由にある多様な人材の議会参加、立候補に係る環境改善を資するどころか、逆に反するものであり認められません」ということです。「この供託金導入拡大する理由について、候補者乱立の懸念を示す事実もなく、その必要性も合理性もないことが明らかになりました」これは先ほど私が言ったように、2桁しか取らないような候補者が本町で立候補できるかと。大都会とは別ですよ。もうよくわからない人が出たりすることもあったりもしますけれども、それが指摘をされています。

こういったものが選挙公営とのセットでということに対して、矛盾なんていうことを鋭く指摘をしています。このことは、決まったものをひっくり返すことは難しいかもしれませんが、やっぱりこの15万円というものについての、本当の真摯な検討はあったのかということですね。これよくわからないんです。ポスター1,600枚、それに対して15万円あるいは車いろいろかかるとは思いますけど、恐らく数十万円かかりますけど、全部やれば。それに対しての15万円というものであって、供託金の没収はほとんどないわけですから、じゃあ公営選挙だけでよかったです。公費負担だけでよかったです、そういうことになりますので、この点については指摘しておきたいし、私たち議員自身もこのことについては、今からそれぞれまた次期の選挙に出馬しようとするならば、しっかりとこの辺の考え方をまとめておいて、準備をしなければならないんじゃないのかなというふうに考えています。

いずれにしても、この供託金についての決め方です、降って湧いたような供託金なんですね、実際は。なり手がいないから何とかしようと言っているのに、または議員報酬が少ないからなり手がおらんというのに、そっちは置いて、供託金は取るんですね、逆でしようと言いたい。議員報酬を15万円上げてくれよと、本当にいうならば、それぐらいの気持ちだと思います。町村議員は。市会議員の3分の1ぐらいでせないかんわけですから。もう何も公費負担というのは、もう今いわゆる政務調査費がごくわずかなものしかなくて、それで町村議員になり手がいないのは、これは道理的には当たり前のことだと思っています。

以上、いろいろ申しましたけれども、この点につきまして、改めてまた条例とかがある場合には、きちんとそれぞれの詳細について、議会側とも調整をしていただいで、まともなと言ったらいけません、これならばというふうな条例にさせていただきたいというのが希望であります。

まとめに入りますけど、きょう申しあげましたひとり親家庭、特にお母さんのひとり親家庭は、もともと貧困すれすれのところでありまして、生活保護家庭もたくさんあると思うんです。そういう点についても、しっかり目配りさせていただきたいし、情報発信につきましても、ぜひ町のメール発信において届けていただいで、それを広げてくださいますと。いわゆるメールでよく来ますよね、拡散希望と付けていただいで、発信をしていただきたいと思うんです。拡散希望をぜひしていただきたい。そのことによって助かる人が1人でも2人でも、あるいは全員が助かれば、ああやっぱり国富町はそうやって私たちを見てくれているという、そういうつながりが生まれてくると思うんです。そこをひとつ申しあげたいと思いますし、種苗法につきましては功罪あります。今回流れましたけれども、今、農水省も前のしょっちゅう入れ替わるような大臣であっては困りますけれども、江藤農水大臣で頑張ってもらって、日本の食と農を守るという立場を堅持していただくように、ぜひとも県内から町内からもそういった声をきちんとお伝えいただいで、十分なものはなかなかできんだろうと思いますけれども、少しでも私たちの農業あるいは国富町の農業がきちんと継続できるという、そういうものになるように支援を求めて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺 静男君） 以上で、飯干富生君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡辺 静男君） ここで、暫時休憩します。次の開会を1時5分といたします。

午前11時41分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、水元正満君の一般質問を許します。水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） それでは、許可が出ましたので、質問に入りたいと思っております。

まず冒頭に、私は3月の議会で質問通告をしておりましたけれども、体調不良により、議員になって初めてでありますけれども、質問することができませんでした。通告しておきまして、本当局の方にはいろいろご迷惑をかけました。申し訳ございませんでした。

このたびのこのコロナの事態については、本当に大変な状況でありましたけれども、町当局におかれましては、昼夜を問わない取組をしていただきました。町長はじめ職員の皆様方には、本

当に感謝をするばかりであります。まだまだ息の長い戦いとなることでありましょけれども、どうぞ今後とも健康に留意していただきたいと思っております。

そうした中で、いろいろ首長の報酬削減とかそういうのもありますけども、そういうことではなく、ぜひそういうお金は当たり前報酬を受けて、そしてその部分を地域の活性化等に使っていただくような、そういう方向での取組になっていけばいいのではないかと思っております。私は逆に、こういった首長やら職員の方に、このコロナの時期、何か特別な慰労金でも出してあげたいぐらいの、そういう心境であります。今後とも、どうぞそういった意味でも、皆さん方の大変なご苦労があると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

県内でもいろいろありましたけれども、国富町の対応は、県内のどこよりも私は早く対応していただいたと思っております。ほかの自治体に行っても、国富は早かったなというのをよく声に聞きます。私の孫も、いろいろそういう対象で、商品券等も受けたわけですけども、お父さん、もう受けたよ、もう私は受け取ったよ、助かったというのを聞いて、本当にうれしく思うところがあります。そういった意味でも、今後とも、この問題についてはまだ息の長い戦いになりますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

そういった中でも中央政界においては、先ほども前段の別の議員も述べられましたけども、非常に中央の政府のほうは変な動きになっております。もう安倍さんのことはいつも言いますが、本当にこのコロナについても私利私欲、自分のお友達が優先するようなそういう方向に走っておる状況を、非常にこの場に及んでもそうなのかという気がいたします。残念ながら、県内選出の前法務大臣のことについても、非常に残念なことでありますけども、これについても、やはり任命責任というのは私はあるのではないかと思っておりますけれども、あの方たちは、そういうのが発覚しますと、なんかいかにも大物ではないから大して答弁する必要はないというようなことまで言っておりますけども、そういうものではないと思っております。説明責任は十分にあると思うんですが、安倍さんの中では、説明責任という言葉はどういう意味に解釈しているんだろうかなと、私は不思議でなりません。

それでは質問に入っていきたいと思っております。

まず、いろんなコロナ対策、十分たくさんありましたけれども、重点的に私は2点についてお聞きしたいと思っております。

まず1番目に、特別定額給付金等の給付の状況及び緊急経済対策の支援についてをお伺いしたいと思っております。どこよりも早く、そういった部分には十分対応してもらっておりますけれども、町民の方から、やはりそこ辺のはどうなっているのかという問合せもありましたので、再度ダブる部分もあると思っておりますけども、簡潔にでもよろしいが願ひしたいと思っております。

次に、文化面についてお聞きしたいと思っております。特に、農業分野では、先ほどの河野議

員等もありましたように、専門的に聞かれておりますから、私は特に文化に関する部分についてお聞きしたいと思っております。

先ほどのお昼のニュースでもありましたけれども、国民文化祭、宮崎県でやるということでありましたけれども、延期になったというのがあります。そのことについて、やっぱり町民の方からもそういう問合せがたくさん私にも来ておりましたので、ぜひ聞かせていただきたいと思っております。昼のニュースでは、来年の7月に何かするというのを、先ほど12時のニュースで言っておりましたけれども、そういった意味で、やはり国富町も受け入れる団体がおるわけですが、その方たちがどうなっているのかと、早いそういう状況が分からないと、私たちの準備の方法もできないということでもありますので、そのことについてお聞きしたいと思っております。

次に、同じく学校行事における学校部活に励んできた中学3年生は、最後の大会が中止になり、子供の失望感は計り知れないものがあります。3年間の努力の成果を発揮する機会をつくるような、独自の大会ができないかということでお聞きしたいと思っております。私の孫も中学校3年ですけれども、やはりオリンピックが延期になったりして、そういった中で代表選手ががっかりしているというのを見まして、そういう不遇の環境にあることを耐え忍ぶのも、また人生の勉強だというコメントもありますけれども、それは大学生とか社会人の方であったらそれでいいかもしれませんが、やはりまだ子供たちは、そういう環境には慣れておりませんから、ぜひ頑張ってきた子供たちでありますから、そういう子供たちがそういう機会を与えていただいて、そういう機会を発揮するような場を、できたらつくってほしいなということでお聞きしたいと思っております。

次に、男女共同参画についてお聞きしたいと思っております。

6月の23日から29日までは、男女共同参画週間であります。男女共同参画の国富町の条例化を望む声があります。国富町にもいろいろ関わっている方がいらっしゃいます。そして、県の推進員というのもいらっしゃいますけれども、そういう方からも、どうなっているんだろうかというのを問合せがあったところでもあります。私も議員になって最初の議会で、平成18年3月議会で、まず最初に男女共同参画については聞いております。それから度々聞いておりますけれども、その中でも町の答弁等では、「早く計画を策定して、それが計画だけではなく、そのことが、いかに実行に移すことが大事である」という答弁も頂いているわけでありまして、県内におかれましては、まだ未設置の状況が毎年毎年条例化をしております、まだ未実施のところは県内ではもう3自治体になったところでもあります。ぜひそういった意味でも、早急な町独自の条例化をすべきではないかと思っております。そういった立場でお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、水元議員のご質問にお答えいたします。

まず、特別定額給付金等の給付状況及び緊急経済対策の支援についてであります。

国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金につきましては、令和2年4月27日の基準日における世帯数が9,055世帯、支給対象者は1万9,238人で、6月23日現在の申請は8,992件、給付額は19億1,100万円となっており、口座への振り込みは99.3%が完了しております。また、児童1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金は、令和2年3月31日の基準日において、公務員とそれ以外の受給権者を合わせて1,279世帯、2,300人と見込んでおり、受給権者へは5月22日に給付に関する案内文書を発送し、口座への振込は、昨日22日から本日23日にかけて公務員以外は全て行っております。なお、公務員については申請書が提出され次第、随時振り込むこととしております。

次に、緊急経済対策としては、外出自粛要請により営業収入が減少した飲食サービス事業者を支援するため、テイクアウト用プレミアム商品券の発行や、臨時休業による保護者負担を軽減するため、中学生以下の子供1人当たり5,000円の商品券を支給する子育て世帯応援給付金など、町内消費経済の活性化、好循環につながる対策に取り組んでおります。

また、売上げが減少した商工業者を対象に家賃の一部補助や、飲食サービス事業者への1店舗当たり一律10万円の事業継続支援金、さらにマンゴーの贈呈や切り花の配付等による農産物の消費支援や、学校給食食材への町内産牛肉の使用など、地産地消を推進しながら農業分野への緊急経済対策にも取り組んでおります。

さらに、今後の追加支援対策としましては、経済活動の収縮により影響を受けている花や茶の生産農家への経営継続支援や、町内での消費をさらに拡大するため、宮崎県との連携による応援消費プレミアム付商品券発行事業に取り組むほか、肥育農家の経営安定対策と配合飼料購入に係る経費の一部補助、また、町内産牛肉の消費拡大を推進するため、Aコープでの試食宣伝販売などにも取り組むこととしております。

次に、男女共同参画の条例化についてであります。

本町では、平成17年度に「くにとみ男女共同参画iハートプラン」を策定し、その後改定を行いながら、男女共同参画基本法に基づいた様々な取組を行っております。これまでの取組としましては、まず、県が主催する各種研修会の町民への周知・広報を行っております。さらに男女共同参画推進団体と連携して、町民祭などのイベント時の啓発活動や、町民を対象とした講演会を開催するなど、県や関係団体等とも連携を図りながら男女共同参画社会づくりを推し進めております。

ご質問の男女共同参画の条例化につきましては、平成24年度に改定した本町の基本計画を、来年度中に見直しを行うことにしております。従いまして、社会情勢の変化や女性の社会参画環

境の変化等を勘案しながら、計画改定に併せて条例の制定につきましても検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 教育長。

○教育長（豊田 暁光君） それではまず、国民文化祭開催に向けた考え方についてお答えいたします。

第35回国民文化祭、第20回全国障害者芸術・文化祭は、宮崎県が主催する事業に加えて、各市町村で分野別フェスティバルとして133の事業が予定され、そのうち本町では、演劇、史跡めぐり、アートプロジェクトの3事業を計画しております。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、知事は6月11日、「年内開催はできない、来年度も含めた開催を目指して文化庁などと協議している。今月中に方針を示す」と説明していましたが、来年7月上旬から10月中旬の時期に延期するという決定をしたようであります。従って、本町では、この方針を踏まえて、各事業の実施主体との協議を基に実行委員会を開催し、速やかに国文祭、芸文祭に向けての準備を進めていきたいと考えております。

次に、中学校部活動の大会開催についてお答えします。

今年度の中学校総合体育大会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、全国大会、九州大会ともに中止することが決定されました。部活動に励んできた生徒にとって、大きな目標となる大会でしたので落胆は大きく、特に、最終学年である3年生の目標を失ったショックは想像以上のものがあります。

そこで、県中体連を中心に代替案が協議され、簡素化した形で県大会や地区大会を実施する方向で計画が進められています。具体的には、バレーボールやソフトテニス、野球、サッカーなどの8種目については、県内9地区で分散開催し、陸上や水泳など地区での開催が難しい11種目については、県大会一括開催を予定しています。実施に当たっては、感染対策を優先し、規模の縮小等も想定されますが、生徒がこれまでの練習の成果を発揮し、活躍できる場が与えられることは素晴らしい英断であると歓迎しています。

また、文科系の部活動につきましても、全国や九州の吹奏楽コンクールが中止されるなど同じような状況ですが、観客を限定するなどして、県レベルの大会を実施する計画となりました。従って、町独自の大会開催は予定しておりませんが、校内での発表や地域行事への参加など、これまでの努力が報われる機会が設定できるよう、学校と連携して取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 補足答弁はございませんか。

質問を続けてください。水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、いろいろ給付については、素早い給付をしていただいたことに、本当に感謝申し上げます。その中で、ほとんどもう行き渡っているという状況でありますけれども、それでもやっぱり給付を申請しないとか、そういう部分については、そういう方がどれくらいあるのか、もし分かればそこ辺の件数とか、おそらく難しいからその理由というんですか、返事をするのかとかそういうのがもしあったら、ちょっと聞かせていただきたいと思うんですが。

○議長（渡辺 静男君） 重山企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） 特別定額給付金の申請についてお答えしたいと思います。

この定額給付金につきましては、申請は、あくまで本人の意思によるということで、必ず申請をしなければならないというものではありません。中には、現時点で給付を急がれていない方、また申請を辞退をされる、そういった方もいらっしゃると思います。ただ、申請の受付が、8月の11日までとなっておりますので、申請を忘れていらっしゃる方がおられるかもしれません。そのため、総務省からテレビの放映、それから全国の地方紙について申請受付の期限を掲載して周知をしていくということにしております。

先ほど町長の答弁にもありましたように、本町ではもう99.3%が給付済みとなっておりますので、ちなみに残りの件数といいますと、住民基本台帳では9,055世帯ですが、現在、受付が済んでいるのが8,992件ですので、差引き63件が申請をしていないというか、残った差引きの差ということでございます。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） 非常に給付率がいいというのはうれしく思うんですが、同じく給付金でありますけれども、町の子育て世帯への給付金についての状況も分かりましたら同じような状況でお願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） 子供1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時給付金です。こちらについては、5月22日に給付の案内文書を送付しております。それから約2週間、辞退届の受付期間を設けておりました。その間に、辞退届の提出は1件もございませんでした。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） 先ほど特別定額給付金についても、8月11日までということになりますから、まだ63件ぐらいがまだではないかという、そういう見通しも立ったと言われましたけど、ぜひこれもテイクアウト用のプレミアム券と一緒にありますけれども、なるべく早く

受け取っていただいて、地元で消費して還元していただくのが一番いいわけでありますから、ぜひその部分について、早急とは言いませんが、もしや、そういうのを知らないという状況もあるやと思いますから、そういう部分についての手だてというのは、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） 先ほど申しあげましたが、住民基本台帳、それと実際申請されている方の差、まだ申請されていない方が63件ということで申しあげました。これにつきましては、本人が必ず申請しなきゃいけないというものではないものですから、その辺りを全国の地方紙とかテレビの放映で、先ほど申しあげましたように周知を考えております。本町が8月の11日までの受付ということですので、今後、日にちがたって、あと1か月程度になろうかと、そうしたときには、また何らかの形で周知、働きかけも行っていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） 非常にこういう部分については、景気が低迷しておりますけれども、なるべく早く行き渡って、なるべく私たちもそれを地元で使うという方向が大事じゃないかと思っております。今後やっぱり県もそういうプレミアム商品券等とか出すような予定でありますから、そういう部分についてもなるべくそういうのを早く受け取って、早く地元で消費するというスタイルが大事じゃないかと思っております。そういった意味で、早く事務処理をして、そして地元でそういうのを早く消費する、そして景気低迷からの早い脱却を狙うというのがこの趣旨でありますから、ぜひそういった手だてを今後とも、これから先はそういう方向が大事じゃないかと思っております。そういった意味で、非常に早くいろんな事を素早くやっていただきまして、そのことには感謝を申しあげますけれども、この分については、私はこの2つに絞ってお聞きしたところであります。ですから、そういう意味で、ぜひ今後はそういった立場での対応をまた検討していただきたいと思っております。これについては、以上で終わっていきたいと思っております。

次に、国民文化祭についてでありますけれども、さっきも1問目で言いましたように、非常にこれがまだいろいろ分からないということでありまして、どうなるのかということで問合せがあったわけであります。先ほど、教育長の答弁でありましたけど、3つの部門と言われましたけれども、演劇部門、そしてフィールドミュージアムの部門、あと1つアート部門というのは私の勉強不足かもしれませんが、どういう分野のことなのかなと、ちょっとできましたら教えていただきたいと思いますが。

○議長（渡辺 静男君） 佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 本町における3つの事業のうち、アートプロジェクトについてのご質問かと思えます。このアートプロジェクトにつきましては、国富町にゆかりのある芸術家が中心となり、アートパフォーマンスを行い、地域の芸術文化の発信、交流を図るものであります。さらに、障がい者も参加したワークショップやアート作品の作成、それから展示なども行い、文化で紡ぐ共生社会を目指すという趣旨の基に実施をするものです。

会場は、文化会館及び交流プラザくにとみ屋であります。

主な内容としまして、書道家今井美恵子さんと向陽の里寮生との共同による、障がい者参加型の作品作成、2つ目にアート・アマネ主催による令和はにわ制作ワークショップ、3つ目に伝統玩具、法華嶽うずら車づくりの体験などを計画しております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） ありがとうございます。すみません、この部門についてはいろんな団体から意見は聞いたつもりですけど、それについて私もちょっとそこ辺は知りませんでしたので教えていただいたところであります。

先ほどの昼のニュースで、来年の7月というふうになんか放送されて、具体的には午後の記者会見で発表するということだそうでもありますけども、国富でも、特に演劇団体等がもういろいろ劇の準備もずっと入っておって、予定では11月の22日にする予定だというようなことも聞いておまして、それからすると、準備の都合もあるから、町も、もちろん県の発表がないとどうもならんわけですが、タイムリミットはどの辺まで考えて町は県とのそういう打ち合わせをするのかというのがありましたので、この演劇の方も、演出家は県外の方であるわけですから、そこ辺を逆算的にそういう方との日程も詰めていかんと、どうにもならんということでありまして、そういう心配をされているいろいろ問合せがあったところでもありますので、今聞いているところでありまして。

これのことについては、国富町の意見というのは、どの辺まで県なんかには要望して挙げているのか、そこ辺がもしありましたらちょっとお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（渡辺 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 教育長の答弁にもございましたが、今回延期をするかの判断を6月末をめどに表明をするという話の前に、各市町村の担当者に向けまして意向調査というものを県から受けております。この段階では、市町村の担当としてこの事業を延期する意向があるか、中止したほうがいいのか、そういったレベルのアンケート調査でありまして、本町につきましては、実施に向けて準備を進めていると回答をしております。今後、各事業主体とは延期が決定しました後に、改めて意向をお聞きすることとしております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） 今、出ましたけれども、国富町の場合は、そういう実行委員会というのがあると思うんですが、これはどのような構成で成り立っているのかというのが一つお聞きしたいと思います、そういうメンバーがいつの間に決まったのかなという声もちょっとお聞きしたものですから、その辺について遡るかもしれませんが、ちょっと確認したいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 本町における実行委員会の構成でございますけれども、副町長を会長に、議会の文教産業常任委員会、商工会、J A宮崎中央、文化協会、区長会、婦人団体連絡協議会、そして町から教育長、企画政策課、福祉課、社会教育課で構成されております。

これまでの経緯につきましては、平成28年11月に本県での開催の内定が出されており、開催決定後に本町では平成30年6月に実行委員会を設立、同年9月の総会で、分野別フェスティバルを提案、同12月に決定をしております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） ありがとうございます。これに関して、関連すると言ったらあれですが、これは国富町の、またいろんな行事にもいろいろ影響すると思いますので、必ずしも文化面ではないかもしれませんが、国富町の総合町民祭、これについてはどういう形で動くのかなというのが、それとの日程との関係等もあるとも思いますので、そのところが分かりましたら、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（渡辺 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） 町内のイベントということでいろいろありますが、事業主体の判断で既に中止とか延期、それから規模縮小というようなことで影響が出ております。

その中で、町民祭を開催するかどうか、この判断につきましては、町、J A宮崎中央国富支店、それから商工会で組織します総合町民祭推進協議会というのがございます。この協議会が、今月の26日に開催の予定となっております。その協議会の中で検討していただきまして、開催の可否が決定していくということになってきます。ただ、今の時点で、今から準備を始めるということと当然間に合いませんので、その3者の事務局内では、予定通り開催されるということを想定して、準備はしております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） ありがとうございます。これでいくと6月26日にということ

でありますけれども、私としても、ぜひ、やっぱり総合町民祭は国富町の一番か知らんけど、大きなイベントでありますし、町民も非常に期待をしている部分であります。もちろん3密の対策は十分にしなければなりませんけれども、私としては、町民の声もありますけれども、やはりこれはやってほしいなという意見もあるわけです。ですからそういった意味で、先ほど内部ではできたらやりたいという方向でということであったような声を今日お聞きをしますけれども、ぜひそれについて、そういうのを実施するんだという意味で、対処していただくと、なおいいなと思っております。ありがたく思っております。

この文化について最後になりますけれども、やはりコロナが出た関係で、いろんな分野の自粛があったわけです。本当子供たちは家に閉じこもる、もちろん大人もですが、閉じ込められたわけです。その中でやっぱり元気を与えてくれたというのは、もちろんほかの部分もありますけど、やはり文化活動における効果が私にあったのではないかと思っております。ですから、このことについて、今までこういう文化活動については、余り言ったら悪いんですが、理解が進んでいなかったという気がします。例えば芸能人あるいは芸術家あるいは音楽家でも、無報酬でいろんなところでユーチューブで出したり、そういう放送をして、それを見て、1つあったのは、もう私はこれで自殺しようかと思ったけれども、あの歌を聞いて思いとどまったというようないろいろ放送されていますけど、そういった意味でも、この文化が及ぼす影響というのは非常に国民には、私たちには大事な部分だろうと思っております。もちろんハード面のそういう先ほど出ました支援は言うまでもありませんけれども、こういった文化面も非常に大事なことでありますから、ぜひこれを機会に、そういった部分にも再度やっぱり私たちも頭を向けて、こういう文化活動についても、これから先もそういった意味で理解を進めていきたいと思えますし、国富町でもそういった意味で、主には3つの部門であるようですけれども、非常に関心のあるものでありますし、また、マスコミ等も非常に関心を持っている部分でありますから、ぜひ成功に向けて取り組んでいただけたらと思っております。

次に、学校行事のこの部活動についてでありますけれども、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、全国大会あるいは九州大会はほとんど見送りだということでありまして、県、段階にはブロック別にやるというのを聞いておりますけれども、私も聞いた範囲では、7月に、何かそういう私が聞いているのは体育部門でありますけれども、4連休のころに何かやるんだというのを聞いております。そのことによって、しきりに私の孫のことを言いますが、スポーツをやっている子は、それが最後の場であるかもしれないけれども、そういう場があつてうれしいという声を非常に聞いておるわけです。高校の、昨日もでしたか宮商の弓道部のがテレビでありました。本当最後は涙を流してやっぱり終わっているわけです。あれを見よると、私も年かもしれんけど涙が出てきてずっと見ておりましたけども、そういうのが載っております。佐賀県でも、こ

これは高校総体ですけど、代替策をやって、たしかバスケットなんかをこの間からということで、3密を十分にバスケットのボールまで試合ごとに消毒しているとか、そういうのが出ておりましたけども、そういうのがありました。ですからぜひそういう3密を十分に注意しながらやっていただければ、そういう意味じゃ非常に私は意味があると思っておるわけです。確かにその間あんまり、特にスポーツ部門もですが、体力が落ちていると思うんです。ですから、いつときやっても息切れするとかいうのを聞いております。ですから、そういう面でそういう部分には十分対処しながらやっていただきたいと思うんですけども、そういう部分についてこういった大会を実施する上では、そういう部分を十分に対策を取りながらやっていただきたいと思うんですが、今度やられる部分については、そういう対策はどういうふうに、していらっしゃると思うんですけど、考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 地区大会実施に当たっての感染防止対策ですが、試合数を減らすために、全ての競技をトーナメント戦としまして、敗者復活戦、それから順位決定戦は行いません。そして観客は、原則無観客で行います。そうしますが、3年生の選手1人につき屋内競技でしたら保護者が1名まで、屋外競技でしたら保護者2名までは観客として認めるとしております。また、開閉会式は規模縮小か中止として、応援席は間隔を開けまして、大声の声援は控えるなど感染防止に十分配慮の上、選手、部員の安全を最優先に大会を実施するとなっております。以上です。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） 今、その対策をお聞きしましたが、屋内については無観客というようであります。そして、屋外でもそれに類した状況でありますけど、私やっぱり屋内でもある程度場所さえあれば、今、例えば映画館でももう、1つ空けて映画を見れるようにしているわけでありますから、これは私の要望としてお聞きしていただきたいと思うんですが、少しでも多くの方が、例えば親だけではなく、じいちゃん、ばあちゃんでも行きたいわけです、孫たちがそういう頑張っている姿を、最後に今まで頑張ったことに拍手を送ってあげたいわけです、応援を。ですから、そういう意味では、これは全体で決めることですから無理かもしれませんけれども、そういう部分を対策を取れば、私はある程度そこ辺は検討の余地があるんじゃないかと思うんですけど。そして、ましてや屋外については、例えば野球でしたら、恐らくベンチとか、もちろん対策ぴしゃっとせにゃいかんですが、外野で見るのもなんかいけないのかなというのがあるんですが、どうなんでしょう。それぐらい私はいっちゃいけないかなという気はするんですが、そこ辺まで規制されているのかなという気がするんですけども、そこ辺をもし、分かる範囲でいいんですが。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） こういう決まりをつくるに当たりましては、県の中体連の評議委員会で、先ほど申しあげましたように、生徒の安全を最優先ということで決められておりますので、今年の大会につきましては、屋内は3年生は保護者1名、屋外では保護者2名というような形で行うこととなります。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） 駄目なのかなという気がするんですが、まだ期間がありますから、もしできるのであればそういうふうにしていただくと、要望になるかもしれませんが、機会あるごとにそういう部分はやっていただきたいなと思っております。せっかく子供たちが頑張っている最後の舞台でありますから、やはり少しでも多くの方が見に行っていて、ようやくやったね、頑張ったね、3年間頑張ったねというのが届くようなふうにしていただけたらという気がするわけです。時間がありますから、ぜひ、そこ辺までもしそういう機会があるのであれば、ぜひ今後もそういう声を届けていただけたらと思っております。もうこれは要望としてとどめておきます。

そういった意味で、今のにも関連するわけですが、社会的拡大戦略ソーシャルディスタンス、このコロナが出て、非常にそのことが叫ばれております。そういった意味で、結局学校でもそれが叫ばれております。そのために学校ではスマートフォンや携帯電話での持ち込みが禁止されておりましたけれども、国はスマートフォンについては、中学校レベルでは認可してもいいんじゃないかというのを、今度文科省が全国に向けて打ち出すようでありますけれども、そういった意味で、この3密を防ぐという意味もあるんでしょうけれども、やはりそういった今度方向づけもしていく必要があるのではないかと思います。ですから、私は昨日、教科書展示会というのが今、全国各地であるんですが、宮崎市の図書館に行って見てきましたけれども、今子供たちの教科書にもいろいろ、今時代ですね、QRコードというんですか、そういうのが入っているのがあるんですけれども、だから今度出るのも、年々、昨日教科書業者も来ておりましたけれども、どんどん増える傾向だと言っております。ですからそういった意味でも、ぜひこれから先は、そういう対策も必要ではないかと思っております。そういった意味で、その方向づけというんですか、そういう方向にもやはり今後教育も進むのではないかと思います。その辺についての、国富町が私も孫のを見てみましたが、まだ国富町の採択された教科書では、QRコードが使われているのはごくごく少ないような感じがしたんですが、全国的には大分、私の息子も東京におりますけど、あっちではもう増えているようであります。そういった意味で、今後そこ辺について、そういう方向に持っていくべきじゃないかと思うんですが、これは次のまた質問に

も関係しますが、このタブレットの関係もありますけれども、そこ辺はどうでしょうか。今後そういう方向にいくんじゃないかと思うんですが、そこら等の見解をお聞きします。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） ICTを活用した教育のことについてということなんですが、昨年の9月議会で承認いただいて、昨年度中に各教室に教務用のパソコンを導入しております。それと同時に無線LANを引きまして、ある程度そういうインターネットを活用した授業ができるようになっております。

昨日も、ちょっと中学校に行った折に見せていただいたんですが、4月から、QRコードを教科書から読み取って大型モニターに映して、子供たちに興味を持たせたり関心を引くような中身で授業が進められております。おっしゃったQRコード、これも今、全部の教科書にあります。ちょっと調べたんですが、6年生の算数の教科書で、QRコードが61ありました。そして理科で43、少ない国語でも17あります。これがQRコードだけじゃないんです。教科書にデジタルマークとか学びリンクがあり、これに接続すれば、授業で活用できるようになっております。国富町はそういう意味で、昨年度からそれを整備したことで、かなり進んだと思っております。以上です。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） ありがとうございます。いろいろ私も各議会の状況を見ますと、川南町でもやっぱりそういった予算に8,051万円、あるいは高鍋町1億429万円とか、そういう関連の予算がついております。宮崎市も今度の議会で、全小中生になんか行き渡るようにということで、そういう予算を組むようでありまして、ぜひそういった意味では、国富町も今度補正にも出ていますけれども、そういった意味でのやはり一つのこういうコロナというのが出たからではありませんけれども、そういうのを避けるという意味でも、一つのこれはいい機会になるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういう部分のところを今後ともその取組も進めていただきたいと思いますと思っております。

また、先ほどいろいろ関連しますけれども、町民祭もお聞きしましたけれども、あとは各小中学校の運動会やら修学旅行はどうなるんだろうかというのも、ちょっといろいろ聞かれておりますので、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 修学旅行につきましては、町内の小中学校7校、本年度の修学旅行を実施いたします。11月以降に予定していた小中学校4校は、実施時期に変更ありませんけど、それ以外の3つの学校、これは時期をずらして11月以降に実施する計画です。なお、行き先について変更はありません。

それから運動会ですが、運動会、体育大会とも半日開催といたします。半日開催することで、練習時間を削減して授業に充てられるということもあるんですが、やはり運動会の昼食時なんかは特に密集しますので、そういうことも避ける必要があることから、半日での開催としております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） ありがとうございます。いろいろ町民が、そのことについて心配しているようでありまして、父兄にある程度分かっているかもしれませんが、一般町民にはそのことは分かっておりませんで、いろいろ心配の声がありましたのでお聞きしたところであります。

最後になるかもしれませんが、この部分については、アフターコロナというんですか、今後学校における対策というんですか、特にやっぱり一番金のかからんのは、手洗いの励行をさらに徹底させるのが一番だというのを聞いております。私も金もかからんし、それが一番だと思っております。学校ではいろいろ、まだ都会の学校では、大掃除も学校全体ではまだしないというのもあるようです。なぜかと言うと、やっぱりほかの人が触ったところに触ると子供が危ないからということだそうですが、国富はもう掃除なんかさせているようですが、もちろんそれでいいと思うんですけども、そういった意味でやっぱり一番大事なのは金がかからんのが手洗いです。私も孫には、必ず何かするたびに手洗いをしろと言っておりますし、子供連れてどこそこ遊びに行くときも、必ず車の中にはペットボトルに水入れちゃって、手を洗わせるようにしておったんですが、そのことを、やはりぜひ、金はかからんわけですから、その手洗い励行をぜひ十分に進めていただきたいなと思っております。これはもう時間がありませんから要望にしておきます。

そして、もう一つ要望でありますけれども、いつになるか分かりませんが、ある程度コロナが終息したら、国富は自然豊かな野趣豊かなところありますから、法華嶽かどっかで、コロナをぶっ飛ばせ大会みたいな何かそういうのを計画は、ある程度めどがついてからいいんですが、そういうのも何かいいんじゃないかと思っております。個人的には、あんまり絶叫するといかんかもしれませんが、由布院かどっかでやっておりますように、牛食い絶叫大会とかのがありますけれども、コロナをぶっ飛ばせ絶叫大会とか法華嶽のグラススキー場の上ら辺からばあっと下向けて叫ばせて、それに商品出すとか、とにかくそういうのを一番先に国富町はいろんな意味で対策もしていただいておりますし、そういう政策打ってもらっていますから、口蹄疫と一緒にありますけれども、ある程度終息したら、そういうのもぜひ町民を挙げてできるのも、ひとついいんじゃないかなというのを考えておるところであります。

最後に、冒頭にも言いました、コロナによっていろんなのが自粛自粛で低迷しました。町長に

も私は最後に要望にとどめますけども、やっぱり首長がいろんなことを自粛して、大変じゃからまず首長が率先して、そういう自分たちの報酬をカットしたりする動きがありますけど、私はぜひそれはやめていただきたいなと思っております。この前の県議会でもそういうのが出ましたけれども、そしてその答弁で河野知事も私も返事をしなくて受け取って、県内の農畜産物を県外に送った、そういう私はそう思いますというのがありました。私もそうだろうと思っておりますので、ぜひ町長やら特別職の方も、そういう動きがややもありますけれども、私はそういうのは、そういうのじゃなくて、そういうのは当たり前前に受け取って、そしてそういう金を地域に還元していただくと、そういう方向で臨んでいただけたらと思っております。首長がやっぱりそういう自粛をすると、町民もそれに合わせてなんかそういうふうになりますから、活性化のためにはぜひそのことを最後にご要望しておきます。

最後に、男女共同参画についてお聞きいたします。

何度も私もこのことについては聞いておりますけれども、先ほど言いました、一番最初に18年のときに聞きましたけれども、そのときにも答弁をしていただいたわけですが、それから事あるごとに私も何回目かこういう質問をしておりますけれども、やはり県がいろいろ作っておりますマップというのがあるわけです。併せて私はこのたびにこういう質問はするわけですが、感謝したいと思っているのは、今回も国富町でも、女性の課長さんができました。非常に私はうれしい限りであります。やっぱり人口の半分は女性であるわけですから、そういう方が活躍できる場をぜひ今後ともつくっていただきたいなということで、今回のそういう女性管理職ができましたのは、非常にうれしく思っているところであります。そういった意味で、町内の女性職員の推移というんですか、そこ辺がもし分かりましたら、職員の占める数というのがありましたら、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 女性職員の推移ということでございますけれども、本年4月1日現在の女性職員の数は44名でございます。全職員が152名でございますので、全職員に対する女性の割合というのは28.9%ということになります。役職につきましては、課長職が1名、課長補佐職が1名、係長職が2名ということでございます。推移については、資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。大変申し訳ありません。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） ありがとうございます。

次に、こういう意見を聞いたのは、そういう町内の推進員の方からいろいろ意見もあつて聞いているところでありますけれども、男女共同参画推進員というのは、県の委託を受けている委員

もいらっしゃると思うんですが、それはどれくらいいらっしゃるのか、そして国富町の参画推進、町の推進員ちゅうのか、あれは委員会があるけれど、推進員というのがいつ付になっておるのかとか私も知りませんがお聞きしたいと思っております。あわせて、今度は農業委員の認定がありますけれども、農業委員のそういう認定に、農業委員の中に女性の占める動きというんですか、そういうのがもし分かっていたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） 男女共同参画地域推進員とは、県の推進員の方のことでよろしかったですか、これにつきましては、県のほうで男女共同参画地域推進員養成講座というのがございまして、これを修了された方に地域推進員ということで委嘱をしております。昨年度も11月にそういった講座がございまして、新たに15名の方が推進員ということで誕生されております。県全体で79名の方が推進員として活動をされておられます。そのうち、本町は3名の方が委嘱を受けられて推進員ということで頑張っております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（斉藤 義見君） 本町におきます農業委員の中の女性の数ということですが、現在が17名中2名でございます。今年度新たに改選になりますけれども、この議会にも提出してあるとおり、その中に女性2名の方が農業委員として挙げられております。

以上でございます。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（6番 水元 正満君） たしか私の覚える範囲では、それまでは女性の委員はたしかいなかったんじゃないかと思っているんですけど、そういう意味でもそういう方が出てきたというのは、いいことだろうと思っております。私も、国富町が未実施で3つしかないというのを問題視するつもりはありませんけれども、いろんな県が出している資料があるんですが、その中で市町村における女性議員の数とか、これはもう県内では今のところ、いいほうから6位になっているわけです。あるいは自治会における女性自治会長の割合というのも、国富町では3名いらっしゃる。これも上位からは7位かな、そんぐらいになっているわけです。ですから、私は別にこれが進んでいないというつもりはありません。そういう面ではいいわけでありますから、ぜひこれを進めていく中で、これから先ももっとこれを条例化すれば、入れもんでできれば中身はどうでもというつもりはありませんから、ぜひいい器もつくって、もう今まで活動していたけど器はなかったわけですから、いい器もつくって、そしてその中の確たる人にこういうふうにした方がいいんじゃないですかと問題提起とか、そこまではやっぱり自治体の仕事じゃないかと思っていますので、そういった意味で、そういう条例化をお願いしたいと思っているわけです。えびの市の事例

ですけれども、まずそういう市民憲章をつくって、まず市民としての課題を呼びかけております。そして、事業者としても、市内のそういうのにいそしんでください、そして教育に携わる者に対しても、そういうのを徹底してくださいという条例をつくっているわけです。政府の統計でも、眠る労働力というのが女性ですね、340万人いるという推定も数字も出ておりますけれども、ぜひやっぱり女性が輝くというか、もうちょっと活発にまだまだ動いていただくことが、国富町の活性化にもなると思っておりますので、必ずしも私は進んでいないというつもりはありません。ぜひこれを条例化をして、なお一層そういう形でそういう部分が進んでいけばいいんじゃないかと思っております。ですから、そういう立場で、ぜひやはりそういった先進的に取り組んでいるようなところの具体的な例等を、担当職員を派遣したり研修に行かせたりとかそういう部分をして、それを例えば国富でしたらブリッジとかいろいろありますけど、そういうところに投げかけてやるというのも一つの方法ではないかと思っております。今もブリッジなんかが講演会をしますけれども、できたらそれで終わっているような、私もいつもブリッジの方にも言うんですけど、これで終わりじゃいけないんじゃない、独自の考えを出さないといけないのではないかといつも言っていますが、そういう動きが出てくれば、なおいいんじゃないかと思っておりますので、これはもう時間の関係もあります、要望にとどめますけども、ぜひそういうところにも、まず職員からもそういうところに派遣していただいて、そういうのをまた町民に返していただくと、そういう取組もしていただけたらなと思っております。男女共同参画については、ぜひそういう取組も今後進めていただきたいと思っておりますし、今後ともそういう部分に、私どももやっぱりそういう機会があったら、前も男女共同参画の講演会というときには、チラシをよく知った人は個人的に持ってきて、水元さん、これチラシ配ってよと言うから、私もいろんなところに配ったりもしましたけど、そういう部分で、ぜひ町民を挙げてこういう運動がますますまた具体的に進んでいけばいいのではないかと思っております。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺 静男君） これで、水元正満君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡辺 静男君） ここで暫時休憩します。次の開会を2時20分といたします。

午後2時08分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ再開いたします。

最後に、近藤智子君の一般質問を許します。近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） こんにちは。公明党の近藤智子です。本日最後の質問です。

よろしくお願いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が解除され、日本は経済社会活動と感染抑制を両立させる段階に入りました。しかし、世界保健機構WHOのテドロス事務局長は、6月19日の記者会見で、新型コロナウイルス感染症のパンデミック世界的大流行が加速していると懸念を表明し、南北アメリカ大陸や南アジア、中東で大規模な感染拡大が続き、世界は危険な新局面に入ったと呼びかけています。WHOの18日の状況報告では、前日から増えた感染者は約18万人、1日当たりでは過去最多となった。一方、ブラジル保健省は19日に、新型コロナウイルス感染症が累計103万2,913人と発表しました。感染者が100万人を超えるのはアメリカに次いで2か国目。死者の数も4万8,954人で、アメリカに次いで世界で2番目に多くなっています。テドロス事務局長は、ウイルスは依然、素早く広がっている。全ての国の全ての人々が最大限の警戒をするように求めると訴えています。

緊急事態宣言が解除され、宮崎も制限されていた県境をまたぐ移動について、19日から全国へが可能になりました。イベントの開催、制限も緩和されることになり、テレビや新聞報道によりますと、県内の観光地にも少しずつ人手が戻り始めたとありました。しかし国内では、6月20日、新たに64人の感染者が確認されています。東京では2桁台の感染者が毎日のように出ており、移動緩和により第2波、第3波の感染警戒が必要であります。コロナ感染を防ぐ、新しい生活様式が求められています。自らを感染から守り、周囲に広げないことでもあります。有効な治療法の確立やワクチンが開発され、感染が終息するまで継続が必要であります。感染防止の基本として、1つ、身体的距離の確保、2、マスクの着用、3、手洗いが挙げられています。さらに、3密、密集、密接、密閉を避けること、毎日の体温測定などがあります。生活の場面でも、食事、運動、買い物、交通機関、働き方など新しい生活様式に変わってきています。感染防止のために、私たち一人一人がしっかりと実行してまいりたいと思います。

それでは、議長の許しがありましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

1問目は、緊急経済対策の追加支援についてです。

第2回通常国会は、17日、150日間の会期を経て閉幕しました。公明党の山口代表は、通常国会の取組について、新型コロナウイルス感染症への対応に終始したコロナ国会ともいふべき内容だったと指摘。政府与党として、2019年度補正予算、20年度の本予算のほか、2度にわたる20年度補正予算を成立させるなど、コロナ禍から国民生活を守り抜くために力を尽くしたと強調しました。

この中で公明党は、生活支援策として1人一律10万円の特別定額給付金や、所得が低いひとり親世帯への5万円給付などを実現。事業計画策としては、収入が半減した中小企業などに、法

人に最大200万円、個人事業主に最大100万円を手当する持続化給付金を推進するとともに、今年創業の企業や事業収入を雑所得とするフリーランスも、同給付の対象としました。また、文化芸術の活動継続や、個人に最大の20万円、団体に250万円の支援も勝ち取りました。雇用を守るための雇用調整助成金は、日額上限1万5,000円に引き上げました。医療については、PCR検査の保険適用やオンライン診療の初診から保険適用を実現。バイトができず困窮する学生の学業断念を防ぐため、最大20万円の緊急給付金や、オンライン学習を支援する経費も織り込みました。

本町におきましても、町内の飲食業の支援策として、テイクアウト用の商品券や、子育て世代応援給付金など、町独自の支援策が大変に好評でありました。しかし、コロナ感染症の終息は、まだまだ厳しい状況であります。本町の追加支援対策を伺います。

2問目は、光ケーブルについて伺います。

新型コロナウイルスの影響で、緊急事態宣言が全国に拡大したことにより、在宅勤務のテレワークや小中高大学も休校になり、授業の遅れを取り戻すためのオンライン授業やオンライン講義、また、自宅にいながら治療を受けられるオンライン診療もあります。外出自粛の影響で、運動不足を解消するために、ユーチューブで動画を見て運動したり、親しい友人とオンライン飲み会など、自宅にいながらネットを通じてコミュニケーションをすることが多くなり、全ての地域に光ケーブルの必要性が出てきました。

本町も、光ケーブルが整備されていない地域があります。コロナ感染という誰もが予想もしなかった現在、光ケーブルは早急に整備しなければならない状況であります。現状と対策を伺います。

3問目は、新型コロナウイルス感染症に対応した防災対策を伺います。

本格的な梅雨に入りました。集中豪雨による土砂災害や浸水被害の発生が各地で警戒されています。新型コロナウイルスの感染防止策を含めた避難所の整備が必要であります。政府は、国や自治体が講ずべき災害対策の基本的な方針を示した防災基本計画を修正したとあります。コロナウイルス感染症に対応した防災対策を伺います。

最後に、小中学校の教育現場の現状を伺います。

3月2日から5月19日まで、本当に長い臨時休校でした。一生に一度の思い出に残る卒業式や入学式が簡素化され、本当に寂しい思いをした子供たちが多かったと思います。親御さんにとっても、大変な休校期間だったのではないのでしょうか。また、長い休校で、部活動ができなかったり、勉強の遅れ等も心配だと思います。休校中の授業時間の確保をするための学校の取り組み、またコロナウイルス感染症に対する教育現場の状況を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、近藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、緊急経済対策の追加支援についてであります。

これまで、新型コロナウイルス感染症対策としましては、国の特別定額給付金、子育て世帯臨時給付金の支給のほか、外出自粛要請により営業収入が減少した飲食サービス事業者を支援するため、テイクアウト用プレミアム商品券の発行や、一律10万円の事業継続支援のほか、売上が半減した商工業者を対象に、家賃の一部を支援する対策に取り組んでおります。

また、学校の臨時休校による保護者負担を軽減するため、中学生以下の子供1人当たり5,000円の商品券を支給する子育て世代応援給付金のほか、農家支援としてはマンゴーの贈呈や切り花等の配付等による農産物の消費支援や、学校給食食材への町内産牛肉の提供など、農畜産物の地産地消の推進にも取り組んでおります。

今後の追加支援としましては、経済活動の収縮により影響を受けている花や茶の生産農家への経営継続支援や、町内での消費をさらに拡大するため、県との連携による応援消費プレミアム付商品券発行事業や、肥育農家の経営安定対策及び配合飼料購入に係る経費の一部補助に加え、町内産牛肉の消費拡大を推進するためAコープでの試食宣伝販売などにも取り組んでまいります。

また、県でも、厳しい経営環境にある飲食店への支援として、プレミアム付食事券の発行事業に取り組むこととされており、今後の地域経済の再始動、活性化に向け期待しているところであります。

次に、光ケーブルの現状と対策についてであります。

現在、本庄地区、木脇地区、それから八代地区の市内局番75局の一部は、光ケーブルが整備されておりますが、北俣、八代、深年地区の大部分は未整備区域となっており、近年のネット社会において、不便な思いをされていることは理解しております。その未整備区域を光ケーブルで整備しますと、NTT西日本の試算では、約3億円の事業費がかかるとのことであります。新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワークやオンライン授業などの重要性が高まっており、将来的なオンライン診療の普及にも備える新たな日常生活に必要な情報通信基盤の整備であると考えております。また、企業誘致やスマート農業、若者の移住・定住化等にもつながっていくものと思われ

ます。しかしながら、光ケーブルの整備につきましても、相当な費用を要しますことから、国などの公的財政支援対策等を調査・研究してみたいと考えております。

次に、防災対策についてであります。

国は、去る5月25日に緊急事態宣言を全面解除しました。全国的には、新規感染者数は減少傾向にはありますが、感染の完全な終息は、いまだ見通せない状況にあります。このような中で、

台風や豪雨等により避難所を開設する場合は、3つの密になる可能性が高く、感染防止に万全を期する必要があります。このため、本町では、県の新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドラインを参考に、本町の避難所に適した運営を行うための検討を行っているところであります。

具体的には、マスクや消毒液、段ボールベッドや間仕切りなどの備蓄品を拡充することや、発熱等の症状がある方への専用スペースを確保することなどの対策を進めております。あわせて、避難所を密集させない対策としまして、これまでの避難所への誘導に加え、友人や親せきの家、車中泊など多様な避難の在り方を、広報くにとみや町ホームページ、各戸回覧により周知を図っているところであります。

今後も、昨年度更新しました防災情報メールや個別受信機も含め、様々な情報伝達手段により、住民に対して迅速かつ正確な情報提供を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 教育長。

○教育長（豊田 暎光君） それでは、新型コロナウイルス感染症への学校の対応についてお答えいたします。

今回の臨時休業は、3月2日から2か月半に及ぶ長期の休業であり、断続的に合計37日も登校できない日が続きました。その結果、途中の授業日の設定や内容取り扱いの工夫で、幾らかカバーできたものの、それでもかなりの時数が不足することになりました。その対応策として、校長会で協議し、夏休み期間中の8月後半に、6日間の授業日を設けて時数を確保することとしています。

また、各学校で行事の精選や見直しについても検討を進めています。

1例として、今年度は、運動会、体育大会を半日開催とすることにより、練習時間を削減して授業に充てるとともに、昼食での密集を避ける配慮もしています。

そのほかにも、家庭訪問を中止して、夏休み期間中に児童生徒と保護者、担任による面談の機会を設けたり、職場体験学習の時間を短縮したり、各学校で工夫しながら、授業時数の確保に努めているところです。

今後も厳しい状況が続くと予想されますが、これまで以上に創意工夫を重ね、第2波にも備えながら充実した教育活動を展開し、未来を切り開く確かな学力や体力、豊かな人間性が身につくよう取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 補足説明はございませんか。

質問を続けてください。近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 追加支援について町長から伺いました。先ほどの河野議員と重複する答えがありましたので、河野議員の重複以外に、ほかにもいろいろ今回の補正で支援策が挙がっているようでありますので、具体的にお聞きしたいと思いますけど、よろしくお願いたします。

○議長（渡辺 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） 今回の追加支援ということで、企画政策課のほうの所管になりますけど、今回は本町の経済回復を図るということを目的に県と連携をいたしまして、30%のプレミアム付きの応援消費プレミアム付商品券発行事業、これに取り組むことにしております。事業の概要についてなんですけど、購入単位は1セットに30%のプレミアムが付いておりますので、1万3,000円の商品券を1万円で購入できるというものであります。販売総数につきましては、今のところ1万セットを考えております。購入される方につきましては、町内在住の個人となります。

購入限度額、また販売の時期とか、そういうことにつきましては、今後商工会と協議をしまして決定していきたいと考えておりますけど、できるだけ早く販売するように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（齊藤 義見君） それでは、消費拡大として畜産関係、国富畜産物消費拡大対策事業費補助金を計上いたしております。これにつきましては、Aコープのほうで大体3,000円か3,500円ぐらいの肉のパックを、町の補助をすることによりまして1,500円で販売いたします。予定としては、9か月間、7月から翌年の3月まで月に4日程度を予定しております。予算は648万円を計上しております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 今回の新型コロナウイルス感染の拡大の影響で、大学生、短大生、専門学校生など学生等を持つ家庭は、学費や生活費の仕送りに相当な苦勞をしていると思われま。生活支援が必要な学生等に家賃相当の支援をすることで、学生たちの学びたい気持ちを応援するという意味で、国富町の親元を離れて生活している学生等のうち、親元の世帯の収入が減少または通常から収入が少ない世帯もそうなんですけど、生活支援が必要な学生等に生活資金を、家賃相当ですが、これを支援いたします。支援金額は、県内が一律3万円、県外が一律6万円としております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 答弁漏れありませんか。あったら、近藤議員、続けてお願いします。

○議員（10番 近藤 智子君） ありがとうございます。なかなか町民にとっては、うれしい支援策があつていいかなと思っています。

先ほど企画政策課長から言われたような応援プラン、プレミアム3,000円のです。これですけど、まだ具体的な日程は決まっていないということで説明で、1万セットといたら本当に大変な数でありますので、いろんなコロナの対策もあると思いますので、しっかりとそこ辺をコロナのあれを気をつけながら、ぜひしていただきたいなと思っています。

この、Aコープの3,500円の肉のセットのあれですけど、7月からということでもありますので、もうすぐ7月ですけど、いつ頃告知があるのか伺います。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（齊藤 義見君） 今、告知については、Aコープのほうと協議をいたしておりますので、開催日が決まってから、広報なり回覧等で周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） たとえ100パックでありましても、町民の方が知らなかったということは、やっぱり絶対いけないことだと思いますので、きちんと、月に何回か、4回ぐらいですので厳しいとは思いますが、そこ辺はしっかりとしていただきたいなと思っています。前回のテイクアウトのプレミアム券も、町民の方、中には知らなかったという方がいらっしゃるんです。やっぱり告知はしっかりと細かくし過ぎるほどしていただくと、皆さんが喜ばれるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。先ほどの追加支援が、スムーズに皆さんのところにいけたらいいなと思っています。

6月12日の宮日新聞に、木城町では4月28日以降、新生児に、町独自に10万円給付という記事がありました。4月28日から来年の4月1日に生まれた子供に、木城町子育て支援特別定額給付金として給付するという内容であります。国の特定定額給付金は、今年の4月27日時点で住民基本台帳に記載されている人が対象でありますので、それ以降に生まれた子供たちには、同学年に不公平を解消するために決めたとあります。全国では、札幌市などが同様の給付金をするそうであります。県内の実態では、木城町が初めてだとありますが、本町におきましても、このような不公平にならないような子育て支援はできないか伺います。

○議長（渡辺 静男君） 坂本保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 浩二君） 全国で新生児の助成事業ということで、いろいろな金額、それから対象期間ございますけれども、いつからいつまでに生まれた子供を対象とするか、あるいは金額は幾らにするか。妊婦の方にとってはこの時期大変な思いをして生活してこられたと思い

ますので、その点の支援はしていきたいとは考えておりますけれども、県内の市町村の状況あるいは全国の状況等を確認しながら、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 4月27日という微妙な日にちで線引きがしてありますので、本当にどこで、どこまで給付がと思うんですけど、やっぱり4月2日から来年の4月1日までは、やっぱり同じ同世代だと思うので、何らかの取組が必要ではないかなと思っています。1日違いで10万円もらうともらえないでは、やっぱり大変な違いじゃないかなと思っています。子育て支援に取り組む国富町でありますので、ぜひ町民の方が不公平を感じないような施策を、10万円ではなくてもいいけど、何とかそういう施策を、ぜひお願いしたいなと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、光ケーブルについて伺います。

光ケーブルについては、今年の12月の定例会で山内議員からも質問がありました。半年しかたっていないので、その中でコロナ禍という、本当にインターネットが大変重要になってきました。この質問をするのは、臨時休校が始まった3月の末に、八代地区のお母さんから電話がありました。内容は、県外の学校に行っている子供が帰省して、オンライン授業を勉強している、でも光回線がつながっていないので、携帯電話のギガを買って授業を受けているが、通信料金が1日3,000円かかる。このままだと料金が幾らかかるか分からない、大変な出費である。同じ国富町でなぜ八代地区はネット回線が遅れているのかという、何かすごい厳しいお話で、こういう悩みは、同じお母さんも思っているようなので、ぜひ取り組んでほしいというお電話でした。私も先ほど町長が言われたように、今年の山内議員の質問の町長の答弁のとおり、整備に3億円かかるので、なかなか厳しいというお話をしました。幸いに、携帯電話会社がオンライン授業を自宅で受けている25歳以下の50ギガまで無料にしましたので、料金がかかるというのは問題は解決しました。しかし、1日も早く整備してほしいという要望はされています。分かるかどうか分かりませんが、国富町で光回線がつながっていない地域は何世帯ぐらいあるか伺いたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） ただいまの質問にお答えします。

未整備の地域ということになりますけど、本町でいけば八代地域ということで、電話の固定電話、78局エリアが大体未整備区域というふうに言われております。その区域に該当する世帯は、約750世帯と聞いております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 思ったより多いんだなと思っています。

ちょうど新聞をずっと読んでいましたら、コロナ危機最前線という記事がありました。西米良村のインターネットを使ったオンライン授業でありました。県内で唯一かつ最先端の取組として載っていました。詳しい内容は省きますが、私が驚いたのは、この西米良は、インターネット用の光回線が全世帯につながっているということであります。本当に西米良といたら、国富町よりも大変な田舎であります。光回線が全世帯つながっているといったことに驚いたのですが、これは国富との違い、これは回線の都合だと思うんですけど、何かあるのかなと思いますけど、いかがでしょうか、分かりますか。

○議長（渡辺 静男君） 町長。

○町長（中別府尚文君） 西米良村が全世帯に光ケーブルを整備してというのは、これは必要に迫られてということであります。そこは、狭隘な山あいの中に集落が存在するものですからテレビの電波が飛ばない。したがって、テレビの電波を山の上に鉄塔を立てて、そしてそこで電波を受けて、そこから流す、でもそれでも届かないということで、必要に迫られてケーブルを引く必要があったと。それでNHKと民法のテレビを全戸に配信することができるようになった。それが、今回は幸いにしてオンラインができるようになったという状況で、西米良は整備が進められたということであります。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） ありがとうございます。何かすごい皮肉ではないですけど、やっぱり一番不便なところが最先端の技術でいろんな情報を得られる、光回線が全てではないと思うんですけど、なかなか町場でも通っていないところは不便だけど、やっぱりそういうところもあるということで、今回はこのネット整備のしているところがすごく重要だなというのを改めて思いました。

総務省は、「オンライン授業など新型コロナウイルス感染症への対応を進めるために、全国への光ファイバー回線の整備を2年前倒して2021年末までに、ほぼ全世帯で利用できるようにする、20年度第1次、第2次補正予算で計530億円を計上しており、自治体や事業者が回線を整備する場合の費用を最大9割補助し、後押しし、未整備地区を早期に解消することで、必要な通信基盤を提供する」とあります。こういう国の補正が入っていますので、一日も早い整備を町もよろしくお願ひしたいと思います。ちょっと余談にはなるんですけど、今回の自粛生活で、流行りましたオンライン飲み会をご存じでしょうか。されたことがありますか。これ企画政策課長に聞きます。オンライン飲み会、どんなでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） オンラインでの飲み方ということによろしいんですかね。すいません、ちょっと私アナログな人間で、まだ未経験でございます。ぜひ機会をもって体験してみたいというふうに考えています。（笑声）一応、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） すいませんね、失礼なことを聞いたような気がするんですけど、我が家の次女も時々しているようであります。全国の友人数人と2時間、3時間かけてオンラインでゆっくり飲んだりおしゃべりしたりしています。これが今回のコロナ回線で流行った現象であります。もう一つ我が家のことですけど、私の長女が5月に結婚しました。東京に住んでいますので結婚式も挙げられません。東京に行ったり宮崎に帰ったりすることもできません。本当に少し寂しい気もしましたが、入籍した日に、家族全員が我が家に集まってオンラインで入籍会を祝しました。にぎやかに祝ってあげることができました。

今、オンラインで工夫すれば、いろんなことができるようになりました。コロナ禍で里帰り出産ができない人、我が子の出産に立ち会えない人、また親の看病に帰れない人など、大変な自粛生活でありましたが、インターネットが通じたおかげで、ネットを通じて、そのネットが大活躍をしています。本当に宮大の入谷教授ですか、「大学の講義はオンラインで行っている。教員になって30年だが初めて経験した。教育現場ではなく、企業の経済活動などでもテレワークが進んだ。新型コロナに苦渋の選択だったかもしれないが、コロナ後の地方は情報技術を基盤にし、大都市集中ではなく、地方分散型に転換していくきっかけになったのではないかと感じている」と述べています。本当に今回の、政治はきちんとできてはいませんが、このコロナ感染で、地方にとっても大きく何かが変わろうとしているのではないかなと思っていますので、ぜひ整備のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、コロナ感染症に対する防災対策について伺います。

防災基本計画に、避難所の3密を抑えるなど、感染症の観点を取り入れた対策が必要とありますが、具体的な避難所の設定は、先ほど町長からお聞きしましたが、具体的にもうちょっと、どのようになっているか、もう一度伺いたしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 町内の避難所の状況ですけれども、町内では19の避難所を指定をいたしております。町が管理いたします改善センター、それからアリーナくにとみから小中学校、あと本庄高校の体育館等で19か所になります。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 3密を抑えることのできる避難所の整備が必要だと思います

けど、今の19か所の避難所で、今までとは3密をしたら半減するんじゃないかと思うんです、収容人員が。それに対する対応はどのようになっていますか。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 今回のコロナが終息しない中での避難所設営ということになりますと、人との感覚を空けるということになりますので、アリーナくにとみでいいますと、通常1人当たり3m²を予定していますけれども、今回の場合は1人当たり4m²を基本に考えているところがございます。また、通路を2m取りますので、従来3m²で計算しますと630人のところが、4m²、通路2mで計算しますと120名の収容人数に減るということになります。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 120名しか、630名が120名になるということは、避難所が足りなくなるんじゃないかと思うんですけど、それに対応する避難所の設定をお聞きしています。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 現在梅雨時期でございます。それから夏場を今後迎えるということもありますので、このコロナの感染を含めてということになりますと、アリーナくにとみと改善センター、この2か所で対応したいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 国富町は、あまり災害が、大きな災害がないので、やっぱりアリーナくにとみとかそのぐらいで済むかなという軽いお考えがあるんじゃないかなと、少しちよっと心配にもなります。

まだ感染が終息していませんから、もし避難所が、大雨とか台風等で避難があったときに、このときにコロナ感染者が出て、濃厚接触者を避難させなくてはいけなくなったときの場合の避難の場所等も確保してあるのか伺います。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 現時点では、アリーナくにとみと改善センター施設の中で、そういう感染の恐れがある人の距離を空けて対応していこうと、具体的にはアリーナくにとみの大きなアリーナにつきましては一般の方、それから多目的交流室については、そういう感染の疑いがある方に避難してもらうよう考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） いろいろと今から経験しなくてはいけない、経験したことのないような事態が起きることがあると思いますので、しっかりそこら辺の対応をしていただきたいと思うんですけど、段ボールベッドが今回初めて購入されたんじゃないかなと思うんですけど、段ボールベッドとか段ボール製の間仕切り、これも購入予定とありますけど、これはスムーズに組立てができますか、訓練されていますか、そこを伺います。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） この段ボールベッド、それから段ボール用の間仕切りですけれども、私も組み立ててみましたけれども、容易に組立ては可能になっています。段ボールを蛇腹みたいな形で広げると、そういう大きさになってくる。その上に仕切りをはめて、上から上の板を乗せる、これも折りたたみ式になっています。したがって、避難所に来られた方も、1回見ていただければ容易に組立てはできるというものでございます。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） ありがとうございます。

次に、備蓄品について伺います。

マスク、消毒液、体温計、感染症対策にして今の備蓄品、数ですけど、対応はできますか、お聞きします。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 備蓄品につきましては様々ありますけれども、食料品が5,700食、米とかレトルトカレー、それからスパゲッティとかがあります。基本的には3日間の備蓄で考えておりますので、備蓄品については、全て大丈夫だと今のところ判断しています。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 私がお聞きしたかったのは、感染症対策にしてのマスク、消毒液、体温計ということであります。いろんな食料品等はきちんと備蓄されとると思うんですけど、感染症対策では今までどおりマスクとか消毒液とか足りなくなるんじゃないかなと思うんです。その備蓄は大丈夫かということをお聞きしたかったんです。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 大変失礼いたしました。感染症関係では、マスクが現在4,500枚ほど備蓄しております。今回購入したものが3万枚ありますので、マスクについても大丈夫でございます。それから体温計につきましては、保健介護課のほうで購入している分がござい

で、それに対応したいと考えています。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） ありがとうございます。いざ、避難になったとき、我が家のマスクを持って避難ができなかったりとかすると思いますので、やっぱり十分すぎるほど備蓄をお願いしたいなと思っています。

液体ミルクというのをご存じでしょうか。液体ミルクは粉ミルクと同じ栄養成分で、常温で加熱しなくて飲ませることのできるミルクであります。災害時の避難所は、母親が落ち着いて授乳しにくい状況にあります。液体ミルクがあれば、母親以外の人でも授乳の手助けができます。粉ミルクは水やお湯が必要です。液体ミルクは水やお湯が用意できないときも安心して栄養摂取ができます。避難所の備蓄品として液体ミルクをぜひ導入していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 液体ミルクの件ですけれども、粉ミルクについては備蓄をしている状況でございます。これは、平成29年に備蓄を開始したときに、液体ミルクが製造承認が下りていなかったということもありまして、粉ミルクのほうを備蓄している状況があります。今後、液体ミルクについては備蓄していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） ありがとうございます。ぜひ液体ミルクは必要ですので、購入をよろしくお願ひしたいと思います。

昨年、保存版の国富町防災マップができました。残念なことに、感染予防対策は記載されていません。これコロナ前でしたので、私も一生懸命見たんですけど、この感染症対策とかいろいろなことが書いてありません、それは仕方がないことだと思います。後付けでもいいと思います。感染症の感染予防の防災について、追加記載することはないでしょうか、伺います。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） この防災マップですけれども、本年5月に国の防災基本計画の修正がなされております。この内容につきましては、避難所における新型コロナウイルスの感染症を含む感染症対策を、平時から検討するというものになっております。具体的には、安全な場所にいる人まで避難をしなくても必要がないというときには、避難しなくてもいいというようなものも含めて、多様な避難の方法を検討するものでございます。現在防災にマップについては、そのコロナ感染症の対応は掲載しておりませんが、今後検討してみたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） ぜひやっぱりコロナも感染の防災マップに入れていただきたいなと思っています。本当に災害はいつ来るか分かりません。本当に現在は、今まで経験したことのない災害が次から次に来ています。このコロナ感染もそうだと思います。しっかり防災対策をしていただきたいなと思っています。

最後に、コロナ感染症に対する教育現場の状況を伺います。

夏休み期間6日間短くなったようですが、この6日間、ほかに小学校の体育祭が半日になったりいろいろな工夫をされていますが、このぐらいの事項で、この長かった休校時間の授業時間は回復できるのでしょうか伺います。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 学校、学年によって、やはり補充すべき時間、これはそれぞれ違うんですが、先ほど申し上げたような授業、学校行事、そういうものと、あと学習の重点化といいますが、文科省から第2波にも備えよということも来ております。家庭でできる学習、また学校でないとできない学習、こういうものを分けて、できるだけ早く学習を進めて、もし何も来なかったら、その分はまたまとめの時間ができますので、そういうような授業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） カットされる行事も中には出てくるんじゃないかなと思うんですけど、でもその行事も、子供たちの成長にとっては大変な大事な行事だと思います。それを補うような工夫も必要ではないかと思うんですけどいかがでしょう。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） おっしゃる通りなんですが、今年度については、こういうような事態でありまして、できるだけ子供の成長にとって必要な学習というのは、極力それは実施いたします。先ほどからも言っていますように、削れる部分を工夫してやれるように、今後そういう授業時数の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） なかなか休校になった時間を埋めるのは厳しいんじゃないかなと思いますけど、やはり子供第一に考えられて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

先ほどもいろいろありましたけれど、部活動も再開されていますが、通常通りの部活動でしょ

うか、それともコロナ対策をした部活動なのか、そこ辺を伺いたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 臨時休業期間中は部活動も当然のこと感染症予防の観点から中止をしておりましたが、学校の再開で、本町では5月25日から活動再開しております。再開に当たりましては、感染予防はもとより、子供たちの体力の低下に配慮して、段階的に再開をしたところですが、現在は、校内における部活動は、ほかの教育活動と同様に、3密を避けて、使用する道具等、こういうものの消毒を行うなど、感染防止の対策を取った上で行っております。

また、他校との合同練習、それから対外試合等は自粛の指示がなされておったんですが、去る6月20日に解除されたところであります。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 少しずつですけど、子供たちにも日常生活が戻ってきているなというふうに感じます。

次に、水泳の授業について伺います。

コロナ感染症の影響で、6月中旬までに開催予定だった水泳の授業を中止または延期する動きが県内の公立小中学校で広がっているとありました。本町の水泳の授業は、どのようになっているか伺います。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 水泳の指導は、水難事故の防止のためにも不可欠であります。3密を避ける工夫をして、実施する計画であります。例えば、大きな学校では、学年ごとに一斉にやっておったんですが、これを学級ごとに分散をして行ったり、それから今年は健康診断がまだ終わっていない学校もあります。そういうことから6月中の実施は見送って、7月からの実施といたします。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 7月からの実施となりますと短いですね、子供たちが水泳の授業をすることが少なくなると思います。本当にいろんな意味で、子供たちが犠牲になっている、残念なことだなと思っています。

7月になったら当然夏休みが来るんですけど、学校での水泳教室が少なくなったということですが、法華嶽公園のじゃぶこ広場にプールがありますけど、うちの孫たちもよく行くんですけど、このじゃぶこ広場のプールは今年はあるんでしょうか、伺います。

○議長（渡辺 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） 法華嶽公園のじゃぶんこ広場の開設についてなんですが、今月の6月2日の宮日にも掲載されていましたが、近隣の宮崎市、また西都市などが今月のはじめにはもう屋外プールの夏の開設は中止をするということを発表しております。そのため、法華嶽公園のじゃぶんこ広場、こちらに集中するということが予想されますので、当然混雑が避けられないと判断しまして、今年の夏は閉鎖をするということで決定しております。既に、ホームページのほうでも6月9日から周知をしております。また、7月号の広報くにとみにも掲載して周知をしていくことにしております。

なお、キャンプ場につきましては、7月1日からオープンいたしますけど、ただ、感染予防対策として、持ち込み用のテントのみで利用していただくということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） じゃぶんこ広場のプールがなくなるというのは、本当に残念なことだと思います。最悪な夏休みが来るんじゃないかなと思っています。現在でも、時々テレビで子供の水難事故が川遊びで流されたとか、そういうテレビ等で報道されています。本当に無事故の夏休みになるよう、指導を徹底していただきたいと思います。

最後に、学校の熱中症対策について伺います。

学校でもマスク着用と3密の対策が取られていますが、どのような対策で授業をされているのか伺います。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） これからの時期は、コロナの感染防止と熱中症の防止を両立させなければいけないんですが、その対策の一つとして、体育の授業を含めて児童生徒の健康面で影響があると思われる場合には、必要に応じてマスクを外すこととして、その際は、児童生徒からの距離を2m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないように指導するとしております。

また、クーラーの換気なんですが、文科省のほうから、学校の新しい生活様式ということが示されております。その中で、換気は可能な限り常時行う、困難な場合は、こまめに30分に1回以上数分程度窓を全開するとなっております。また、教室の対角線上の1つ以上の窓を同時に開けて行うように指導されておまして、エアコン使用時におきましても、同様の換気が必要とされております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） 今お聞きしたことは、子供たちが守れるかどうか、なかなか

厳しいもので、子供はしゃべるものですので、マスク外したからといって黙ることはできないんじゃないかなと思いますけど、そこ辺は先生方の指導ではないかなと思っています。本当に、昨年から熱中症対策でエアコンの使用があったのに、今年はコロナ感染で、30分おきに窓を開けてということで、その中でマスクをしながら授業を受けるということで、本当にどれを取っても子供たちには大変なことだなと思っています。予防医学に詳しい串間市民病院の江藤医院長が、マスク内は呼吸により湿度が溜まるため、のどの渴きを感じずに、水分補給を怠る可能性がある。学校では時間を決めて、水分補給をさせる必要があると指摘しています。のどが渴いていなくても、こまめに水を飲むことが大事ですとあります。また、気温、湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるとして、屋外で周りの人と2m以上の距離を確保できれば、マスクを外すように奨励しているとあります。もう重ねて言いますが、本当に熱中症対策をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほどもちょっと水元議員と重複すると思うんですけど、一応書いていますので、小学生6年生と中学3年生の一大イベントが修学旅行であります。県下でも中止や延期が多くなっています。コロナ禍で本当に大変厳しい状況だと思いますが、もう一度、修学旅行について伺いたいと思いますけど、これは、行き先は変わらないとおっしゃっていましたが、行き先と、あと車で移動とありますけど、具体的には全然変わらないというんですか、車2台にするとかそういうことはないんですか、伺います。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 台数を増やすということについては、確認はしておりません。

○議長（渡辺 静男君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 智子君） すいません。台数ですけど、あとホテル関係もだと思っんです。やっぱりコロナも、今までは皆さん経験があると思いますが、子供たちはひっついて、寝て、わいわい言いながら枕投げしたり、いろんなことあります。これは今から計画されるんだと思っんですけど、そういうコロナ感染に対する、やっぱり修学旅行もしっかりと考えなくては、行き先と日にちは分かっても、今度は内容が断然変わってくるんじゃないかなと思っんです。これは今から検討されることだと思っんですけど、くれぐれも感染予防でぜひしていただきたいなと思っっています。本当に緊急事態宣言が解除されて、全国への移動が緩和された今だからこそ、本当に、次、必ず2波、3波というのが来ます。油断することなく、しっかりと予防しながら、子供たちにとって思い出に残る旅行にしていきたいなと思っっています。

最後になりますけど、今回は、コロナ感染症対策を中心に質問させていただきました。何回も言います。コロナ感染を防ぐには、新しい生活様式が求められています。3密を防いで、手洗い、マスクの着用など衛生行動をしっかりしながら感染予防をして、私もそうですけど、していただ

きたいなと思っています。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（渡辺 静男君） これで、近藤智子君の一般質問を終結します。

○議長（渡辺 静男君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。よって、本日はこれにて散会します。お疲れさまでございました。

午後 3 時 22 分散会
